

令和元年12月三種町議会定例会会議録

令和元年12月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	畠山広栄	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和元年12月12日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前9時30分 開会）

議 長 （ 金子芳継 ）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

1番、三浦敦議員。1番。

1番 （ 三浦 敦 ）

おはようございます。

1番ということですので、手っ取り早くいたしたいと思います。

私からは2件でございます。

土壌センチュウ剤の増額と果樹防除剤の新規助成とじゅんさいへの対応策は。

東北農政局が発表した平成29年度市町村別農業生産額推計で、三種町は総額79億2,000万円であり、県内25市町村の中で10位に入っており、東北では64番目でした。前年度県内9位でしたので、1つ順位を下げたこととなります。

畜産関係を除いた主な品目では、米が38億5,000万円、野菜20億円、豆類1億円、果実9,000万円、工芸農産物9,000万円、花卉6,000万円。日ごろ、農家の皆様が汗水流した結晶であり、大変すばらしい結果です。

野菜での生産額は県内12町村では1位であります。米はJA秋田やまもと並びに集荷業者などに出荷され、直接販売、委託、小売りなどします。野菜、豆類、果実はJA初め市場に出荷したり、加工、小売りをし、その他町内4カ所の直売所にも出荷販売をしています。

工芸農産物の葉たばこは、日本たばこ産業株式会社JTと契約し、たばこ耕作組合が農家の委託を受けて一括して行い、出荷先は岩手県へ持ち込まれています。耕作者は、現在、八竜地域のみとなりました。昭和45年から始まった米の減反、これまで米依存から脱却すべき国の政策であり、いち早く畑作に転換した結果、三種町は野菜づくりなど恵まれた環境で安定して作付、収穫し、出荷できる状況であると私は思っています。

これらを後押しするように、町では土壌消毒剤等購入支援事業で、町の振興作物であるミョウガ、葉たばこに要する費用購入費の3分の1助成をしていますが、畑作物の畑地土壌センチュウ駆除剤購入費は5分の1。この助成

をミョウガ、葉たばこと同額の3分の1に増額できないでしょうか。

現在、購入支援事業の受け付け中で、締め切り日は令和2年1月31日までとなっています。土壌センチュウ剤を使用している作物はメロン、キュウリ、ミニトマト、トマト、ネギ、大根、スイカ、ニンジン、山の芋、ゴボウなどが対象となって、JA秋田やまもとの販売額でミニトマトは5年連続1億円以上、ネギは2年連続2億円以上、ほかは1億円を目標にしています。JAは来年度、ネギ園芸化団地化の開始に向けたスケジュールを具体化することが、ことし4月22日、設置されたのが報道されました。これらも考慮して、ぜひお願いします。

そして、昨年度3分の1と5分の1の補助合計額は幾らだったでしょうか。果樹農家に対しては、果樹産地評価支援事業25万円計上されています。これは、事業拡大の一環として苗木造成工事のみが適用となるということですが、防除散布は適用になっていません。リンゴなどの散布は収穫まで10回から13回ほどと言われています。昨年は、強風の被害を受け、収穫前に落果したり、黒星病が発生して、例年どおりの出荷に達しませんでした。果樹用の殺虫殺菌剤は価格も高いので、支援事業の新規助成として考えられないでしょうか。生産農家の意欲向上にもつながります。

ことしは、5月以降雨が不足でした。特に日本一の収穫量を誇っているじゅんさいが、例年と違い大幅な減少となりました。町では、じゅんさい日本一生産量助成金として、出荷数量キロ当たり30円助成しています。ことしのような状況の場合、生産者の意欲を損ねることとなり、町としてはどのように対応していきますか。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（金子芳継）

1番、三浦敦議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

それでは、三浦敦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防除剤への助成についてお答えいたします。

土壌消毒剤購入支援事業は、平成22年にミョウガ根茎腐敗病や葉たばこ疫病が大発生した際に、被害を受けた農家に対し平成23年度からJAとの協力で特定薬剤限定の土壌消毒剤購入費支援として始めた補助事業であります。

大発生した病害等については、農家の懸命なる防除消毒の結果、現在、幸いにも鎮静化に至っているところであります。また、ご承知のとおり、平成24年度からは、一般野菜の生産性向上と出荷量の拡大、増量に向けて全ての作物に対象を拡大しております。

病害虫予防対策は大変重要であると十分認識しておりますが、生産過程における経常経費的なものにつきましては、ある程度の農家負担をお願いしな

ければなりませんので、現行の補助率を維持することをご理解をいただきますようお願いをいたします。

また、果樹経営においても殺虫殺菌剤の防除散布回数は大変多く、重作業でもあり、防除薬剤価格も安価ではないと認識しておりますが、国・県の支援を活用して収益性や実効性のある支援を進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解のほどお願いを申し上げます。

なお、平成30年度における土壌消毒剤の補助金総額ですが、3分の1補助のミョウガ土壌消毒が7万2,185円、葉たばこ土壌消毒が58万2,155円、5分の1補助の一般野菜等土壌センチウ駆除消毒は171万897円となっており、関係補助金の総額は236万5,237円となっております。

続きまして、大幅な減収となったじゅんさいへの対応についてお答えいたします。

ご承知のとおり、ことしのじゅんさい生産出荷量、出荷額は大幅な減少、減額となっております。要因といたしましては、水量必要収穫時期に雨が降らないなど、降雨量の減少に伴う水不足であり、水稻を含むさまざまな農作物に影響があったと認識しております。

令和元年産じゅんさいの生産出荷量実績については、17万49キログラム、前年比で5万5,825キログラム少なく、24.7%の減少となっております。

この生産出荷量の減少に比例して、じゅんさい日本一生産量助成事業補助金も前年より167万4,754円少ない510万1,493円の交付となっております。

ことしのじゅんさい収穫量の減少を鑑みると、じゅんさい農家の経営に多大な影響を及ぼしていると認識しておりますが、本年度において新たな助成措置を設けることは制度上難しいものがございます。そのため、令和2年度予算において何らかの営農継続支援策を講ずるよう検討することといたしておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

1番、三浦敦議員の再質問を許します。1番。

1番（三浦敦）

今、町長の答弁から、畑作の土壌センチウ剤はちょっと難しいということですが、基盤産業は農業であります。ましてや畑作が、私たち八竜の浜口地区では、米より野菜のほうが、畑作のほうが主です。ですから、できれば何としてでも3分の1にできないでしょうか。もう一度、町長答弁お願いいたします。

議長（金子芳継）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

大変再質問で心苦しい答弁をしなければいけないと思っておりますけれども、現状、先ほど答えたとおりでありまして、今後、まず畑作振興がどんどん進むような状況になりますと、それはそれで考えなければいけないかなとは思いますが、現状はまずそういうことで、ひとつご理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長 （ 寺沢梶人 ）

お疲れさまです。

先ほど町長から申し上げたとおりであります。まず、議員おっしゃるとおり、本町の基幹産業である農業については、本町は水稻プラス野菜づくりを目指しております。複合型生産構造への転換を目指しておりますので、いずれ、町長のおっしゃるとおり、現状はご理解いただきまして、もし突発的な病気等あれば早急に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

1 番。

1 番 （ 三浦 敦 ）

わかりました。頭の隅の中に入れてもらえば大変ありがたいと思っております。

そしてまた、果樹でございますけれども、軒数は、果樹園農家は大体、課長、何件ぐらい山本のほうでいるのでしょうか。ちょっと確認できるでしょうか。

議 長 （ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長 （ 寺沢梶人 ）

お答えします。

済みません、山本地域を中心とした果樹農家が多いわけですが、ちょっと私も、頭の中に入れていなければいけないわけですが、現在、手元にありませんので、後ほどご報告したいと思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

1 番。

1 番 （ 三浦 敦 ）

後で、確認お願いしたいと思います。

そしてまた、ネギ団地が来年度から出発することになっておりますが、何名ぐらいの人でできるのでしょうか。教えてもらえれば。

議 長 （ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長 （ 寺沢梶人 ）

お答えしたいと思います。

いわゆるメガ団地構想なんですけど、J A秋田やまもとを中心とした区域にあります。八峰町と三種町の農家による、3年間による生産販売額1億円を目指しておりますが、今のところ、三種町では八竜地域の1法人を予定しております。

議長（金子芳継）

1番。

1番（三浦敦）

これは、課長、国の事業と県の事業ですよ。それは、国の事業であれば50%国が、県の事業であれば50%ですよ。そうならば、あとの50は国と県で違うと思いますけれども、最終的には町の補助額はどのぐらいに、大ざっぱで今、やるとしているところの大体どのぐらい、1億円ぐらいはかかると思うんですけれども、その何十%が町の補助になるのか教えてもらえれば。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

今、メガ団地の事業計画、事業料のことだと思われそうですが、議員ご承知のとおり八竜地域の1法人で計画しております。事業料に関しては約1億円でございます。

国の産地パワーアップ事業、それから県の補助事業等を活用しまして約半分、残りの町とJ Aとの補助で助成する予定になりまして、2年度の申請でありますので、3月議会の当初予算をお願いして、当初予算を計上して議会のほうをお願いする予定でございます。

なお、率に関しては、ちょっと今、資料がございませんので、これも含めてお答えしたいと思います。

議長（金子芳継）

1番。

1番（三浦敦）

どうか、課長、やる気のある人方ですので、なんぼでも町のほうでは補助を出してもらえればと思っております。

あと、じゅんさいですけれども、何としてでも町長の答弁の言うとおりにお願いしたいと思います。

以上、終わります。

議長（金子芳継）

1番議員、先ほどの質問に対しての答弁、後で報告します。

1番、三浦敦議員の一般質問を終わります。

次に、13番、堺谷直樹議員の一般質問を許します。13番、堺谷直樹議員。

13番 (塚谷直樹)

それでは、さきに通告しました2件についてお伺いしたいと思います。
若者定住の展望について。

全国的に東京圏への若者流出がとまらない。町は、これまで若者定住のためさまざまな事業を行ってきたと思うが、次に述べる各事業の実績及び効果の検証内容と今後の展望について伺う。

- 1、あきた結婚支援センター入会金助成事業。
- 2、資格取得支援事業。
- 3、三種町奨学金返還助成。
- 4、結婚祝金事業。
- 5、定住奨励金事業。

次に、クアオルト事業の展望について。

本町で行われた日本クアオルト協議大会も無事盛会裏に終わり、担当された職員の皆さんも胸をなでおろしていることと思うが、これがゴールではない。県との協働事業も終わり、これからが三種型クアオルトの本領発揮だと思う。町民の健康増進はもとより誘客、いわゆる「森岳温泉郷」や「ゆめろん」を利用した今後の展望について伺う。

以上、壇上から終わります。

議 長 (金子芳継)

13番、塚谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、塚谷直樹議員のご質問にお答えをいたします。
初めに、若者定住の展望についてお答えします。

1点目のあきた結婚支援センター入会金助成事業についてであります。入会登録料として個人が支払っている1万円を町が助成するもので、平成26年度から30年度までの5年間で27名の方に助成しております。

毎年五、六名程度の利用者があり、結婚支援センターを通して成婚された方も9名いることから、出会いを見つけるきっかけにつながっているものと考えており、今後も継続していく予定であります。

2点目の資格取得支援事業についてであります。就労機会拡大に向けて専門資格や免許取得を目指す方に取得費用の半分を助成するもので、平成28年度から30年度までの3年間で215名の方に助成を行っております。

若年層からの申請も多くあることから、若者の定住に一定の効果があつたものと考えており、また、年々申請者も増加傾向にありますので、今後も事業を継続していく予定であります。

3点目の三種町奨学金返還助成についてであります。平成29年4月以降、三種町に住所を有し秋田県内で就職した方に対して奨学金返済の一部を助成するもので、平成30年度の実績では2名の方に助成をしております。

高校や大学を卒業し、時代を担う若者の人材確保や定住促進につながって

いると考えており、今後も事業を継続していく予定であります。

4点目の結婚祝金事業についてであります。町内に居住し新たに婚姻届を出された夫婦に10万円を交付するもので、平成30年度では16組からの申請があり、交付を行っております。

この事業は、平成30年度から実施した事業であります。夫婦どちらかの相手方が町外から転入して来られた方が12名おり、定住対策に成果が上がっているものと考えており、今後も事業を継続していく予定であります。

5点目の定住奨励金事業についてであります。町外から町に転入してこられた方に奨励金を支給するもので、平成30年度で事業は終了しております。

平成21年度から30年度までの10年間で136世帯に交付を行っており、247名の方が転入しておりますので、定住対策としての効果はあったものと考えております。

以上が、各事業における実績及び効果の検証となっており、一定程度の利用者もいることから、若者定住者の確保並びに人口流出の抑止につながっているものと認識しております。

しかしながら、今後はさらに人口減少が進むと予想されることから、引き続き移住定住対策の実施により人口減少を抑制し、加えて若者の定住につながる新たな施策も模索していきたいと考えております。

続きまして、クアオルト事業の展望についてお答えいたします。

三種型クアオルト事業につきましては、ヘルスツーリズムを推進するに当たり重要な要素でもある海や山といった自然環境に加え、温泉も有するといった全国的に見ても珍しく、条件のそろった状況にあると言えます。

近年は、ヘルスツーリズム認証制度や企業の健康経営の取り組みが活発化しており、健康に対する意識の向上や関心度も高まってきております。今後も町の特性を生かしながら町民の健康づくりを推し進めるとともに、県内外の企業に対しましてもクアオルトを体験してもらう機会を拡大してまいりたいと考えております。

ことし9月には、クアオルト健康ウォーキングガイドの有志が設立した一般社団法人ヘルスケアデザイン秋田が県内初めてとなるヘルスツーリズム認証を受けております。これを機に法人、温泉事業者等との連携を強化し、クアオルトによる森岳温泉郷やゆめろんへの誘客に努め、町の交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番 (堺谷直樹)

それでは、まず若者定住の展望ということで、あきた結婚支援センターへの入会金の助成、27名ほど登録して9名の成婚があったという話でしたけ

れども、町内全体に大体何人ぐらい対象者がおるものなんですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 結婚支援センターのほうへの登録されている方は、うちのほうで確認している助成金を出している方は27名ほどいるわけですがけれども、そのほかに、自分でもしかしてお金出して行っている方もいるかと思imasuので、三種町全部で入会センターのほうにどの程度いるかは把握しておりません。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

いや、そうでなくて、登録できる立場の人間が何人いるかおわかりですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 登録できる方々は、いわゆる結婚していない方なわけですがけれども、こちらのほうでは、町内全域にわたってのそういう結婚していない方というのは把握していないのが現状でございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

すごくいいセンター、結婚支援センターって成婚もしているということで、私も非常にいいと思っているんですけども、中にはやはり、入会したいけれどもどうしていいかわからなくて、うまく入会できてないという人もいるのではないかと思います。

そこで逆の発想で、一定の年齢を過ぎて入会できるようになったら、町がお金払って入会させるんだと。入会の登録をしたくない人は、町に届けてくださいと、逆の発想で考えるというわけにいきませんか、これ。そうすると、無条件で入会できるわけですから、この辺もし、できるのかどうか、それも含めてお話しいただければと思います。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

今、議員の提案の件でございますけれども、まず、一応プライバシー的なこともございますので、なかなかこちらから入会しなさいというようなことは、なかなか言いづらい点もあるかと思imasuけれども、広報等でもPRには努めているところですがけれども、いろいろなPRの仕方を考えて、できるだけそういう制度があるということを周知していきたいというふうに思っ

おります。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

よろしくをお願いします。

それであと、資格取得支援、215名利用されているということですが、65歳未満ですよ、たしか。どちらかという、若者の定住というよりは企業の支援に近いものがあるのではないかと、私、考えているんですけども、これは25歳未満の利用率ってどれぐらいあるんでしょうか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

25歳という区切りはちょっとできないんですが、去年の実績で20代以下の申請者が、全体で76件中24件ございまして、約31%の比率となっております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

そうすると、そこそ若い人から利用していただいているということなのでしょうけれども、資格を取ってから、例えば町外に出られた方とか、その後の動向というのは何か把握されていますか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（金子 孝）

交流課長 お答えいたします。

資格取得後の動向につきましては、追跡等は行ってございません。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

わかりました。ぜひ、いい事業ですので続けていただきたいと思います。

あと、三種町の奨学金返還助成、2名ということでしたけれども、私、前に1回質問いたしましたけれども、助成ではなくて給付型の奨学金、これいづれ必要になるであろうというふうなお話をさせていただいたんですが、その辺は、何か進展あった感じありますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（畠山広栄）

お答えいたします。

現在は、給付型はまだ考えておりません。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

いつぐらいという話はしないですけれども、いずれそういうふうを考えていくという話だったんですけれども、前は。いつぐらいから、国とかほかの自治体の動向を見ながらという話でしたけれども、その辺もちょっと、一緒にあわせて動向を見ながら考えてもらいたいと思います。お願いします。

それでは、結婚祝金事業ですけれども、結構、結婚されているということで、いただいている方いっぱいいると思いますけれども、これは申請すると誰でも、誰でもはおかしいですけれども、ストレートにもらえるものなんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 結婚祝金につきましては、30年度から実施しているところですが、1組単位ということで申請していただいて、1組結婚届をされた方には10万円を交付しているところでございます。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

審査会にかかる方が何人かいると、私、ちょっとお聞きしたんですけれども、実際、そういうのはあるんでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 審査会をつくって審査していただいて、その中で決定しております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

あと却下される方もおるんですか、そうすれば。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 まず、最初の段階で結婚の届けをしたときに説明して、その上で申請してもらっているというところもありますので、対象にならない方はいるわけですが、ほとんど今までのケースで見ると、自分たちでちゃんと確認した上で申請されている方々がほとんどですので、却下というのは、今のところはない状況です。

議長（金子芳継）

13番。

13番 (塚谷直樹)

わかりました。あと、昨年度、30年度で終了した定住奨励金ですけれども、なかなか評判がよかったというふうに聞いています。これは、今後またやる予定はあるんでしょうか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

定住奨励金につきましては、先ほど町長答弁の中で申し上げたとおり一定の効果があったというふうに考えております。ただ、近年、他市町村の動向を見ましても、転入してきた方に全て対象にしてお金を交付するというような形でなくて、定住に結びつけるための政策に転換する傾向にあるところもありますので、そのようなことで、三種町においては定住奨励金は30年度で一区切りとして、今は結婚で町内に住む方は町内同士でも対象とする、先ほどの結婚祝金のほうに移しているところでございます。

議長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

わかりました。

そうすれば、クアオルトのほうについてお伺いします。

ことしの1月に秋田銀行と三種型クアオルト活用包括的連携に関する協定ということで結んだわけですけれども、連携を想定している事項として、三種型クアオルト事業を活用した秋田銀行の職員及び関係者における健康づくりの推進に向けた各種支援、それから三種型クアオルト事業の普及啓発及び地域活性化、健康づくりに関する情報の提供とありますけれども、1番の秋田銀行さんの行員の福利厚生に関する項目については別として、2つ目と3つ目、これについては町は一体どのようなかわりを想定しているのか。また、今まで実際にかかわった事例があったのか、ちょっと教えてください。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 秋田銀行さんと締結をしているわけでございますけれども、今年度に入ってから秋田銀行さんの新入社員の方の研修等でご利用いただいているところでございます。

そのような中で、いろいろクアオルト関係のご説明をさせていただいたり、いろいろ健康につながるようなお話もさせていただきながら対応しているところでございます。

議長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

2番目の三種型クアオルト事業の普及啓発及び地域活性化、それから3番目の健康づくりに関する情報の提供、これは銀行さんと提携しているわけですが、これについて実際にどういうふうな連携を想定されているのか。今、答弁あったのは、多分1番の行員さんの福利厚生のうちやらくんちゃらという話ではなくて、実際、どういうふうな連携を想定されているのか、お願いします。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長

現状では、今のところはそういう研修というか、行員の方々の新人研修とかでご利用いただいているわけですが、その中でも2番、3番にも当たるかと思っておりますけれども、いろいろ三種型クアオルトの関係のご説明、あるいは健康につながる情報、そういうところもお伝えしているところであります。そのために改めて集まってというようなことは、まだ開催されていないわけですが、そこら辺は今後とも銀行のほうといろいろ連絡を密にしながら、機会があればそういうような内容についても具体的に、うちのほうのクアオルトのやり方等を説明しながら、健康につながるというようなところをご説明する機会を設けるような形で検討させていただきたいと思っております。

議長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

町長の答弁にもありましたけれども、県内外企業へアプローチしていくという、大変福利厚生としては誘客につながる、私、いい事業だと思っているんですけれども、これ実際、どのようにアプローチしていくつもりなのか、ちょっと教えてください。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長

最近では、企業の健康経営ということに取り組んでいるところがどんどんふえてきている状況でございます。そういう中で、秋田県のほうでも秋田県版の健康経営優良法人の認定制度というのを、ことしの8月からスタートしております。そのようなことから、今後ますます県内企業の健康経営の取り組み、活性化が見込まれるというふうに考えております。

また、県のほうで認証を受けた企業を公表とかしているということで、そうした企業へ、こちらのほうからPRを図って、各企業の従業員の方々に体験してもらおう機会を提供して、健康に関する意識の向上を図っていければというふうに思っているところでございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

先ほど、ヘルスツーリズム話がありました。町には今、クアオルトの研究会、それから協議会、推進室はもとより、今回また認証を受けた秋田犬と散歩を手がけているヘルスケアデザイン秋田というのがあるわけですが、いろいろな団体があり過ぎて、それぞれの役割が何か私、よくわからなくなってきたので、このそれぞれの団体の役割というのを、わかるように教えていただけないですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

クアオルトの推進の体制についてということのご質問というふうにお聞きしたところでございますけれども、法人が立ち上がったことを受けまして、クアオルトの推進、今後の役割について、町の推進室、それからクアオルト研究会、法人のほうで話し合いをしたところでございます。

その中で、クアオルト推進室のほうは、地域住民及び企業の健康活動の推進というようなことで取り組んでいきたいと思っております。また、研究会のほうは、以前からいろいろ協力していただいているところでございますけれども、ウオーキング人口の拡大ということと一緒に取り組んでいただきたいというふうに思っております。また、新しく立ち上がりました法人につきましては、交流人口の拡大を担っていただくというようなことで、確認しているところでございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

わかりました。

町内に今、3カ所公認コースがありますけれども、ガイドつきで体験することができると。ことしから有料になったというようなことがホームページに書かれておったわけですが、これは町民がガイドを利用しても有料なんですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

今年度から有料ということで対応させていただいているところですが、料金につきましては、町民が無料というようなことで取り組んでいるところではございません。

町民が無料というふうにはなっておりません。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

町民もお金を払ってクアオルトをやるということですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長

以前から、無料のときからそうだったわけですがけれども、町内の方でクアオルトを体験してみたいという方がいれば、無料で対応してきた経緯がございます。ただ、現状としては余り町内の方が対応するということはほとんどなかったわけですが、まず今後、今、料金につきましては法人のほうで受けているというところがございますので、そこら辺について、法人のほうとまた町内の体験の場合は無料というようなことも検討していきたいというふうに思っています。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

何か健康づくりと誘客とごっちゃになっていませんか。健康保険料の低減を目的に町民にクアオルトを勧めておいて、ガイドをお願いしてやるって、なぜ町民がお金を払わなければならないのか、私、ちょっとその辺よくわからないんですが、これは初めてクアオルトに参加したいという町民の方、一人でも安心してできるようにガイドがつきますよという話だと思うんですが、その町民からお金を取るというのは、私、非常に何かおかしいと思いますけれども、これ適正ですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長

お答えいたします。

ちょっと私の回答と議員のご質問にあってない部分もあったかもわかりませんが、一応、法人のほうでお金はいただいているわけですが、その中で町民は無料というようなことにはなっていないわけですが、町のほうのクアオルトの推進のほうとしては、今までみたいにかかった分のお金ですね、町のほうでガイド料金は支払ってきた経緯がございますので、そういう形で対応したいと思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

11番 (堺谷直樹)

難しくてよくわかりませんが、では法人に支払ったガイド料を、町が後で立てかえて払ってくれるということなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策
課長 (金子 孝)
お答えします。

例えば町の行事で、イベント関係等でも町が企画した場合には、ガイドをお願いして依頼して対応していただいています。そういう場合は、ガイド料金というのは町のほうで法人に支払っておりますので、そういうふうに、例えば今、議員ご指摘のとおり、町民の方が何名かグループなりでやりたいというような場合は、そういう同じような対応を考えております。

議 長 (金子芳継)
13番。

13番 (塚谷直樹)

では、町が立てかえて払ってくれるということなんですね、町民がやりたいということは。わかりました。

そうすれば、今、健康づくりの話がちょっと出ましたけれども、前に質問したときに、いずれ町民の健康づくりが一番のメインなので、クアオルト推進室と健康推進課、これはいずれ一本化するんだと、そういう答弁を当局から私、いただいてあるんですが、本町でのクアオルトの大会も終わりましたし、来年度、これを一本化するのか、それともまたクアオルト推進室を継続し、来年度予算を使ってまた何か考えていることがあるのか、その辺ちょっと教えてください。

議 長 (金子芳継)
企画政策課長。

企画政策
課長 (金子 孝)
お答えいたします。

昨年の12月の議会のときにも、議員からその辺のご質問あったというふうに記憶しております。

今のご質問の件につきましてですけれども、今後のクアオルト推進室のあり方ということになるかと思っておりますけれども、ことしの4月開催の日本クアオルト協議会の幹事会及び6月に毎年総会があるわけですが、その中で、来年度の協議会の会長と事務局が三種町ということで確認された経緯がございます。

そのような事情も鑑みながら、来年度以降のあり方につきましては、この後始まる予算編成を通じて検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長 (金子芳継)
13番。

13番 (塚谷直樹)

わかりました。

予算を使ってクアオルトカレーをつくられましたけれども、全国大会に参加した人には配りましたと。あれはもう、あれで提供して終わりなんです

か。それともどこかの食堂とかと提携してやるつもりがあるのか。町長はおいしいと言っていましたけれども、参加者の反応はどうだったんでしょうか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 大会のとき、いろいろ健康食等を提供したわけですがけれども、アンケート等も行った中では、大変好評というふうに認識しているところでございます。

今後の展開というようなことでありますけれども、いろいろ町内の事業者さんのほうからも協力をいただいて取り組んでいるわけですがけれども、現状でも、例えば三種町のほうにウォーキングとかで来られた場合、提供したりしている経緯がございますので、今後、そういう方向で引き続き対応していきたいというふうに思っております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）
わかりました。

ちょっと質問が後先で申しわけないんですけども、先ほど若者の定住の話で、町長から改めて施策を考えるということで話がありましたけれども、若者、特に学校を卒業して1年から3年ぐらいの若者の流出というのが非常に多いように思います。やりたい仕事がなく県外に就職するという方もおるんでしょうけれども、残念ながら秋田には遊ぶ場所も少ないし、関東圏への憧れというものもあるやに思います。

どうか、卒業して1年から3年たつたないかぐらいの若者に着目した新たな施策というのを、これを少しお願いをして質問を終わりたいと思います。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 今、議員からご提言のあったことも含めまして、いろいろな方法を検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

13番（堺谷直樹）
終わります。

議長（金子芳継）
いいですか。

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、8番、後藤栄美子議員の一般質問を許します。8番、後藤栄美子議員。

8 番 (後藤栄美子)

私のほうから一般質問させていただきます。

敬老式のあり方。

令和元年10月31日に三種町恒例の敬老式が粛々に行われました。

私は、例年と同じ敬老式と思っておりました。しかし、11月の中ごろのお話ですが、風呂の中で、おばあさんが、「自分はことし88歳、じいさんが90歳なので、欠席はしたけれども記念品が当然あるものと思っていた」と言っていました。だが、祝詞だけもらったとのことでした。

そのとき初めて、私は、ことしは欠席者に記念品がないことを初めて知りました。そして、こういうわけでこうだという、その返事ができないことに、自分が議員として本当に恥ずかしかったです。

次の日、役場に行きまして聞いたところ、本当でありまして、町民からも、また記念品のことで問い合わせが二、三あったとも言っておりました。そして、一般質問の時期になりまして、行政報告を聞いた後でと思ひまして、町長の行政報告を聞きましたけれども、その敬老式の件のことには町長は触れておりませんでした。

そこで質問です。

1、欠席者への記念品を中止した理由は。

2、敬老式の欠席者が余りにも多いと思う。今後、町としての考えはどうか。

以上、壇上での質問を終わります。

議長 (金子芳継)

8番、後藤栄美子議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、後藤栄美子議員のご質問にお答えします。

初めに、敬老式欠席者への記念品中止についてお答えいたします。

昨年までは、敬老式記念品として三種町商工会発行の三種共通商品券を贈呈しておりましたが、敬老式への出席率が10%程度と大変低く、後日欠席された方々には福祉課及び琴丘・山本総合支所で受け取りくださるよう通知しておりました。その際、商品券は金券でありますので受領印をいただいて祝詞と一緒にお渡ししておりましたが、12月になっても受け取りにおいでにならない方も数多くおられました。

そのため、職員が直接対象者のお宅を訪問し、祝詞と商品券を配付し、受領印をいただき、全ての方々への配布を終えるまでにはかなりの日数を要し、通常業務に支障を来すほどの状況となっていたのが実情であります。

また、商品券を使用できる店舗が商工会加盟の店舗に限られ、大型店舗などでは使用できないため不便だというご意見などもあり、県内市町村の動向や財政面など総合的に勘案し、商品券の贈呈を中止したところでございます。

続きまして、敬老式の欠席者が多いことに関し、今後の町としての考えに

ついてお答えします。

敬老式に対する町民の皆様の意識の変化もあるのではないかと考えております。特に、70歳の初敬老につきましては、今年度の対象者355名に対し出席者がわずか18名で、参加率が5%と大変少ない状況にあり、他市町村の状況を見ましても、数え年75歳以上の方々を対象とする市町村も多くなっている状況にあります。

当町におきましても、対象年齢の見直し等も含め皆様からのご意見をいただきながら、今後の実施方法について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

8番、後藤栄美子議員の再質問を許します。8番。

8番（後藤栄美子）

ことしの3月議会で予算説明書が配付されております。その中で、2019年度は三種町まちづくりの指針となる第2次三種町総合計画が3年目となっております。その書き出しで始まり、健やかに安心して暮らせる町とうたい、その中の敬老式費として288万9,000円を上げております。この時点で、町としてはもう敬老式の欠席者に記念品を配付しないということに決めてあったのではないですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷司）

お答えいたします。

町長答弁のとおり、昨年度の記念品の配付、職員の多忙、それから県内での敬老式で商品券を実施している市町村が4市町村しかないということも踏まえまして、当初予算で敬老式の商品券は廃止しております。ただ、参加者の記念品は予算化しております。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

30年度の予算書では、594万4,000円となっております。そして、その中で式典と開催費、出席者の記念品も入れて462万となっております。ことしの3月の、令和元年の敬老式の式典費としては288万9,000円と上げておるということは、出席者だけへの記念品と見ているのですね。もう最初から欠席者には配付しないということになるのではないですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷司）

お答えいたします。

当初予算編成過程におきまして、31年度、令和元年度につきましては商品券を廃止し、欠席者には記念品を贈呈しないというふうに決まっております。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

議員の皆さん、それわかっておりましたでしょうか。私、記憶にないんですけども、こういう資料を出して敬老式の式典とかと書いて、もう既にこの敬老式の式典費が30年度と莫大な差が減少しております。だから、そのときにはもう、町では欠席者には、もう配付しないということと私は受け取りますけれども、でなければ、やはり我々議員にそのことを説明してほしいと思ったんですね。私方がわからないということは、もちろん町民の方々はわからないし、初めて今回欠席して、ことしは来なかったんだなど、やはり言う人がいたんです。私も聞きました。そこのところ、どうか説明してください。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷司）

お答えいたします。

確かに、詳細についての町民への、あと議員各位への説明は説明不足だったということはおわびしたいと思います。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

それこそ資料が渡った時点で、私、自分でやはり気づくのが本当であったんですけども、減少してなくなっていく、予算の額が減少したということに早く気づいていれば質問もあったんでしょうけれども、当局の説明がないまま、それこそ例年のごとく欠席者にも配付されたんだなと思っていて、今回欠席者からそのように来なかったということを知って、今回やはり聞いてみなければならぬと思って、今、質問しております。

それから、やはりこれは町の恒例の行事でもありますので、我々は、もしこれからなくすとしても、我々にもわかってほしいと思いますし、また、町民にも、前に戻りますけれども、広報とかで知らせてくれればよかったと思います。

次です。2の質問です。

町長の行政報告にもありましたけれども、今回の敬老式の対象者が1,313名でした。そして、そのうち参加者が139名で、まず大体1割ぐらいの出席者です。その中で、100歳以上が39名もいることにはびっくりしました。今後、団塊世代が70歳以上を迎えてますますふえていくと思いま

すけれども、今後、町としては、先ほど町長も述べておりましたけれども、どのように今後考えていると、町長は敬老者の対象を年代を上げる、75歳以上にするという考えもあると言っておりましたけれども、そののころをもう少し詳しくお願いします。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

お答えいたします。

秋田県全部の市町村のアンケート調査を実施したところ、75歳以上からを対象としている市町村が17市町村ございます。そして、中には70歳、80歳、88歳、その3世代のみ対象という市町村もございます。さまざまな市町村のやり方がございます。大きい市になりますと、自治会それから実行委員会、婦人会などに委託して実施するところも多数ございます。その敬老式のやり方、旧町同士の、合併前の町村でのやり方が全く違うところもございますので、一概にまずどうするかという話にはならないと思いますが、やはり70歳の方々、人生100年時代を迎えまして、なかなか70歳と言っても敬老式という意識がないというところもございまして、ほとんどの市町村が75から77からを対象とするという考え方に立っておりますので、それを含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

70歳以上の出席者が18名と言っておりました。私、前にも敬老式のごとで前々町長に年代を、秋田市あたりは75歳以上が初敬老だと言って、上げたらどうかと言ったことがあります。そのとき町長が言うには、やはり敬老は70歳だと、そういうことも言っておりました。また、婦人会と議員との交流会のときも逆質問しまして、皆さんは敬老式を70歳にしたらよろしいですか、それとももっと年齢を延ばしたほうがいいですかと聞いたときに、やはり70がいいという婦人会の方々の答えもありました。

それこそ今、課長がおっしゃいまして、75以上で敬老式を迎えている市町村が17市町村あると言いましたけれども、今後、いろいろ会議等、いろいろな会を持ちまして話し合いし、それから続けてまた近隣の市町村を見聞きして検討することが望ましいと思いますけれども、今、福祉課長がおっしゃいましたけれども、やはり話し合いをして、敬老式の出席者が余りにも少ないので検討していったほうがよいと思います。

終わります。

議 長 (金子芳継)

8番、後藤栄美子議員の一般質問を終わります。

次に、6番、清水欣也議員の一般質問を許します。6番、清水欣也議員。

6番 (清水欣也)

今回もふるるんの事業問題について質問いたします。

私は、これまでふるるん事業の問題を主にずさんな会計事務、そこに焦点を当てて問題提供してまいりましたが、本来このふるるん事業の問題というのは、そのことだけにあるのではないと思っております。例えば、現実を無視したような無理なもともとの構想、それから国への交付金の申請書で描いた計画とその後の全くかけ離れた事業の実態など、その問題点というのは広範に及んでおります。

特に、ふるるんは、自分たちの社屋とまで言い切っていたあのふるさと資源情報センターを途中で抜け出したわけでありまして。それだけでなく、ここに来まして、NPO法人の役割も捨てる動きさえ最近見せているのであります。

3年間に及んだ地方創生推進事業、いわゆるふるるん事業、この事業というのは、結局は民間のふるるん業者を1社ふやしただけ、それだけに終わってしまった、そういう感がいたします。あの事業は何だったんだろうか、あの建物は何のために建てたのか、そういう思いがするのであります。

このふるるん事業というのは、ふるるんの事業活動を町の観光、それからじゅんさいをメインとした特産物振興対策、それから移住定住対策、そういう対策の中核に据えるんだと、そういうことを目的として1億2,000万以上も投資した、我が町としてはビッグプロジェクトであります。それが、今回のような結果をつくり出したというのは、ふるるんとそれを容認する形になった町は、その責任はとられておかしくない、そういう問題だと思っております。議会としては、関係者にその説明を求めることが必要ではないかと、そういうふうに思っております。

ここに至っては、ずさんな公金処理の問題を初めとしてふるるん事業問題の全体を総括をして、これまでの事業の実態を町民に明らかにする、それが我々議会の役割ではないかと、そういう観点で次の質問をすることにしたわけでありまして。

1つは、ふるるん事業の交付金の交付申請、いわゆるこれを見ればふるるん事業の全体が書かれております。この計画が計画どおり実施されたかどうか、されたと認識しているかどうかという質問であります。

それから2つ目は、この事業の執行に当たっては驚くべきずさんな会計処理があります。町は、このことに関してどのように考えてきたか、改めてその認識を問いたいと思えます。

それから3つ目は、ふるるんがみずからの拠点施設と、そういうふうに位置づけてきました、あのふるさと資源情報センター、そこを抜け出した、撤退した経緯は何か。本当の理由がまだわからないんですよ。なぜあそこを出たのか。補助期間が3年あるんですけれども、3年目の途中でもう出ちゃった。その理由は何かと、そういうことでございます。

それから4つ目は、多額の予算を投入してふるるんの養成、それから事業執行のための自立促進を図ってきたわけですね。役場はいろいろな手を打っ

て、いろいろな金を投入してきました。それがこういう現状になった、その現状をどのように町は今、捉えているのか。それから、これからこの事業、あるいはふるるん、これをどのような方向に誘導していくのか、そういうことを4つ目の質問としたいと思います。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、清水欣也議員のふるるん事業に関するご質問にお答えいたします。

1点目の、ふるるん事業の事業実施に対する町の認識についてでございますが、地方創生加速化交付金の実施計画では、農産物と地域観光の発信拠点を構築するため、ふるさと資源情報センターを設置するとしております。

現在の状況としては、平成31年度からは、主に三種町観光協会が交流スペースを含め事務所として使用しております。なお、ふるるんの事務スペースは、ふるるんが商品等のPR展示を行っている状況であります。

町としては、加速化交付金で整備したふるさと資源情報センターは、現在、ふるるんの事務所としての利用はないものの、じゅんさいのPRや地域観光の情報拠点として活用されていること、また、事業も継続して実施していることから、加速化交付金の実施計画にあるように、農産物と地域観光の発信拠点到合致し、事業を行っているものと考えております。

次に、2点目のふるるん事業の会計処理に対する町の認識についてでございますが、地方創生交付金事業に係る会計処理等の調査結果でもご報告いたしました。関係条例や財務規則に定められた手続を経っていないものや、地方創生加速化交付金の実績報告に誤りがあったことなど、法令を遵守すべき立場にありながら、このような不適正な事務を行ったことについては、町民の皆様からの信頼を損なうものであると考えております。今後再びこのようなことが生じないよう、改めて職員の法令順守について指導徹底してまいります。

次に、3点目のふるるんの事務所移転の経緯についてでございますが、ふるるんが平成31年度以降の自立を考慮した場合に、ふるさと資源情報センターと加工所の2カ所を維持管理するには多額の資金が必要となることから、より合理的な運営を行うため、法人が経営判断により加工所に事務所を移転することとしたものでございます。

町としても、法人の経営状況から、平成31年度以降の法人の自立を考えますと、やむを得ない判断であったと考えております。

4点目のふるるんの現状認識と今後の方向性についてでございますが、町の総合戦略に位置づけられた事業であって、地域のしごと創生を重点とした新たな事業へのチャレンジであり、難しい事業運営であると認識してござい

す。

今後の経営は法人として考えていくこととなりますが、年々売り上げは伸びており、自立は可能なものと考えております。当初計画から交付金が終了する平成31年度以降は自立ということで、今後も町からの財政的な支援は行わない予定でございます。

この事業の重要な目的である品質のよい農産物を高く売って農家所得を向上させるという基本方針に基づき、今後も運営を行っていただきたいと考えております。

以上であります。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番 (清水欣也)

先ほど申しあげました項目と順序のとおりにはいかないかもしれませんが、その点ご了承いただきたいと思えます。

まず細かい点からいきます。細かい点といっても、その背景には大きな問題があるという、そういう気持ちで、今質問をいたします。

先日、ふるるんの総会あるいは協議会かもしれませんが、開かれたはずであります。そこに当然、町は出席したものだと思えますので、そのときの経緯をひとつここで教えていただけないかという、まずその質問でございます。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

ふるるんのほうから、総会の通知はいただいておりませんので、会議のほうには出席してございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

でも、町は構成メンバーになっているじゃないですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

町は、構成メンバーにはなってございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (桜庭勇樹)

これで、ちょっとまた不思議なことが起きるんですよ。今まで3年間にわたって国に交付申請をした申請書の中には、町はふるるんの構成メンバーだ

と、3年間にわたって書き連ねているんですよ。これはどういうことになりますか。

交付申請のほうが、町としての方針ですから、こっちのほうが正しいのではないですか。何で町は構成メンバーにならなかったんですか。ふるるんは町が立ち上げた団体ですよ。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

町は構成メンバーではなく、連携団体というふうに捉えております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

だって、申請書に3年間、構成メンバーに書いてあるじゃないですか。NPO法人一里塚、JGAPじゅんさい農家グループ、じゅんさいの里活性化協議会、三種町、ちゃんと書いてあるじゃないですか。今現在は、一里塚は抜けましたけれどね、今までのふるるんの推進事業を展開したいきさつから考えて、当然、町は構成メンバーになるのは当たり前ではないですか。

時間がかかりますので、次に進みます。大体こういうところから、この事業のおかしな流れが始まったんですよ。

次に、平成29年1月27日に、NPO法人ふるるんの名刺代ということで、町から支出されています。これはどのような名刺なんですか。名刺の内容わかりますか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

細かいところまでちょっと把握してございませませんが、多分、ふるるんの営業用に名刺を印刷したのだと思っております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

私から申し上げます。恐らくこの名刺だと思いますよ。

NPO法人ふるるんセンター長、誰それ。これは町の職員だから名前を言ってもいいようなものですけれども伏せましょう。NPO法人ふるるんセンター長、誰それ。町の職員ですよ。これが29年の1月7日ですよ。これまだ町の職員です。再任用職員ではないんですよ。これがどうして公費で印刷されるのかというんですよ。

それで、ちょっと質問1つあります。

これは、なぜふるさと資源情報センター所長でないのか。ふるるんの所長

なのか。ここのところをちょっとお聞きしたいんですけども、もし名刺がわからなかったら、私、コピーありますから、これ見ていただいても結構です。NPO法人ふるるんセンター長、誰それと書いてある。地方公務員法違反でないですか、これ。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

恐らく、職員がふるるんの支援を行うということで、営業支援のためにそういう名刺も印刷したのではないかと思います。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

いや、何であろうと、まずどこのセンターなんだか。もし町のセンターだとすれば、町のセンターはまだできてないんですよ。そこのセンターとして、もう既に発令になっているわけだ。おかしい話じゃないですか。支援であろうと何であろうと。では支援であれば、センター長になれるんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 町では、センター長という肩書はつけてはございませんので、その職員が自発的に印刷したのではないかなと考えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

自発的に勝手に公費使って、俺、センター長になるんだって公費使って、これつくるんだか。

それで、おもしろいことには、この時点で支出負担行為が請求書に基づいて起こしているんだ。支出負担行為に、どういう名刺をつくるなんて書かれてない支出負担行為ってあるか。まずそれは事務手続のことですから、まず今回焦点にしませんけれども、何でこれがこうなるのかというんですよ。

それで、この29年3月議会の前段の協議会で、議員の皆さんの一人から、これはセンター長を置くのかどうかと質問しているんですよ。そのときに、「いや、置くかどうかはまだ検討しておりません」と答弁しているんですよ。それが29年3月なんですよ。ところが、もう29年1月でセンター長という名刺をつくっているんだ。

なぜ私、このことを言うかということ、特定の職員に余りにも権限を与え過ぎたんですよ、ふるるんの事業の執行に当たっては。これがずさんな会計を招いたし、この事業がうまくいかなかった要因の一つだと私は思っているんです。余りにも権力を与え過ぎた。議員で何であろうが、これ、正式に言い

ますと、営利企業等の従事制限に引っかかるんですよ、これ。そうでしょう。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 その担当職員につきましては、職務命令ということで従事してございますが、町がその団体を支援することを決定した場合は、その事務についてもなすべき事務ということで、地方公務員法の逐条解説のほうで解釈されておりますので、それに基づいて従事しているものと思っております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

センター長に従事するには、それなりの手続が必要なんですよ。営利企業の従事制限許可という手続が必要なんですよ。それがもし営利企業でなくても、役所と密接な関連がある団体であっても、その許可をとらなければだめなんですよ。何もとってないじゃないですか。これはあれですか、辞令一つでセンター長の役職を、ほかの団体の役職を担えますか。これ誰か、人事の詳しい人おりませんか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

当時の辞令の発令とか、ちょっと資料はございませんが、先ほども申し上げましたとおり、職務命令という形で従事をしているものと考えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

再任用通知に、その用務をちゃんと書いていますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 再任用のときには専門員ということで、ふるさと資源情報センター勤務を命ずるというふうに書かれていたと思っております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

勤務を命ずるであって、センター長を命ずるではないんでしょう。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 はい。特にセンター長という肩書は書かれておりません。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

町長、これどう思いますか。町長が任命したわけではないんですけれども、30年度はこれが続いているんですよ。

一人のただの職員であっても、従事許可が必要なんですよ。特にこの人は、経理まで全て担当したんでしょう。それが町の職員が、ほかの団体の経理ができますか。そこですよ。全てこの人が仕切ってきた。それが、町の職員がそういうことができるかと。ほかの団体の金を、町の職員が経理できるかと。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

従事できるかと、主体的にはその職員がやっていたのかとは思いますが、あくまでも支援という形で業務を行っていたと思っております。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

総務課長、この辺の今までの質問を聞いて、私の質問に対して何か答弁お願いできませんか。

議長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

今までご質問に対して、商工観光課長がお答えしておりますとおり、30年度の辞令につきましても、再任用職員については勤務場所は情報センターで、勤務命令は専門員でございます。

あくまでも、先ほど申し上げておりますとおり、ふるるん事業、地方創生交付金の事務支援ということで会計もお手伝いしたと認識しております。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

だから、そのように許可をとっているのかと聞いている。

議長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

先ほど商工観光課長がお答え申し上げましたとおり、地方公務員法第32

条及び35条により従事したと捉えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私が言っているのは、地方公務員法第38条に基づく手続をとっているかという具体的に申し上げます。それを受けて、服務規程がありますよね、町の。その服務規程によって行っているのかどうかということを知っているんです。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

関係団体の事務補助ができるのが35条でございます。そういう意味で発令されたものと思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

では、38条関係の手続は要らないということですか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

この場合は、その発令はなされておられません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いや、発令はセンター長では発令されていないということはわかりました。だから、これは一つおかしいでしょう。プラスただの職員であっても手続をとらねばなりませんよというふうに、その手続をとっていますかという話です。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

38条は、営利事業に従事する町長の許可のことだと思うんですが、その内容をちょっと確認して。（「町長の許可がなければやれないでしょうと言っているの」の声あり）それは、許可はとっておらないです。あくまでも法人の支援、事務支援をしてくださいよという形で勤務命令されております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

これは、やっているとも時間がもったいないので、それではその支援という

ことなんですけれども、支援には、ほかの家のかまどの財布を握ってもいいんですか、これ。どうでしょう。大体、通帳を誰が管理する。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

いずれ、通帳の管理もその職員がやっていたかと思いますが、そのほかに、「それが支援だか」の声あり) 法人の中に会長以下役員も数名おりますので、そこら辺で協同で事務を行っていったものと考えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

こういうことのないように、地方公務員法第 38 条があるんですよ。

それで、最初に戻ります。

このセンター長というのは、これほどこのセンター長なんですか。ぷるるんのセンター長か、それとも町の資源センターのセンター長なのか。

それと、何でこれが 1 月に印刷されるのか。これはおかしいじゃないですか。違法じゃない、これ。そういうことを聞いているんです。そのことについて誰か、総務担当でも答弁してください。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

いずれ、先ほどから申し上げているとおり、発令はされておられません。商工観光課長が申し上げた、「印刷の話」の声あり) 印刷の肩書のことだと思っておりますけれども、それについては、営業活動や販路拡大のための名刺づくりだと思っております。会社でつくったやつだと。「センター長として 1 月に公費で支払いすることの是非を問うている」の声あり) それは、「うまくないよな」の声あり) 思い込みで印刷したと思っております。「思い込みで許されるの」の声あり) 許されるかどうか、私はちょっと判断できません。「許されるかどうか、わからないの。許されないうちに決まってるじゃない。それで、我々の全員に、センター長でやるかどうか」の声あり)

議 長 (金子芳継)

挙手してやってください。

6 番。

6 番 (清水欣也)

こんなことをやっているんですよ。これがみんな出発点だ。

次に入ります。

平成 30 年度にぷるるん補助金 1, 422 万 7, 000 円を補助しました。この中に、旅費の執行額が約 130 万近い旅費が支給されております。

この支給の中で、町の職員に支払いした件数と金額を教えてください。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (桜庭勇樹)
お答えいたします。

町の職員に支出した旅費につきましては、主に管内旅費となっております。管外、町外の旅費については仙台の出張が1回ほどございました。それ以外は全て管内旅費となっております。

議長 (金子芳継)
6番。

6番 (清水欣也)
この執行に対して、出張命令がないという話なんだけれど、出張命令がなければ服務報告もないんだけど、これ、出張命令がなくてどうして出張できたんですか、これ。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (桜庭勇樹)
お答えいたします。

いずれ、管内旅費につきましては車の借り上げ料ということで、キロ37円の支出になってございます。そこについては、本来であればそこも出張命令等必要な部分でございましたが、そこら辺は行っていなかったということでございます。

議長 (金子芳継)
6番。

6番 (清水欣也)
29年度は確かめましたか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (桜庭勇樹)

29年度についても一応調べましたが、検査報告書でも申し上げましたとおり、復命書のないものが何件かございました。

議長 (金子芳継)
6番。

6番 (清水欣也)
出張命令のことを聞いているんだ。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (桜庭勇樹)

29年度につきましては、ぷるるんの委託費の中の出張でございますので、町に対しての出張命令というのは特にはございませんでした。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

委託であろうと何であろうと、町の職員が出張する場合は町が出張命令を出さねばならないんです。明確な条令違反であります。この問題については。条例違反だという認識はありますよね、総務課長。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

全員協議会で報告いたしました会計検査の中でも報告しておりますので、そこら辺は見受けられたということでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

条例違反ですよ。命令がなくて出張したのについては。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

そのようになります。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

次は、ふるるんがセンターを撤退した経緯についてであります。

それで、9月議会での一般質問、私に対する質問で当局は、聞いたのは、「自立できる道を選択したんだと思う」。きょうも同じようなことを答弁しました。ところが、平成30年度の実績報告書には、もうふるるんは自立が可能になったと実績報告しているんですよ。その矛盾はまずさて置いて、自立が可能になったとしていながらセンターを出ていくというこの矛盾をどう考えればいいのか。私、ここに何かあったのではないかと勘ぐっているんですけども。この矛盾をどう思いますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 町長の答弁でも申し上げておりますが、いずれ、平成31年度から町からの補助金がなくなるということで、法人のほうで自立の道をいろいろ検討した結果、2カ所の維持管理費を支出するには厳しいということで、事務所を加工場のほうに移転したわけでございます。

いずれ、その経費削減したことによって、そのことで自立が可能になった

ということと捉えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

大体、皆さんあそこを出るに当たって、今までのふるるん事業の、今までの事業の経緯、目的からして、あそこを出ることに、そういうふうに安易に「ああそうですか」と言っているもんですか。このあたりが、町長この辺、町長答弁してください。あれだけ金をかけて、あれまで面倒を見て、そして「実は私、ここを出ます」と言って「はい、そうですか」と。じゃあ今まで展開してきた、あの申請書を見ればわかると思うんですけども、あの夢をじゃあみんな捨てて「はい、そうですか」と町で言っているんですかということですよ。ここに町の責任の一端があるんでしょうと私は言っているんです。町長、いかがですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、確かにふるるんは運営上厳しいということで撤退をいたしておりますが、当初の目的として観光PRということは、観光協会のほうで、今情報センターを利用しておりますので、そういう意味でも、やはりふるるんの単体での運営をしていくためには、そういう余分な、余分なというと大変失礼かもしれませんが、経費を削減していくというのは、一つの方策であったと考えておまして、そこでまず了解をしたというところでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ここまで持ってきた町の責任はどうするのかと聞いているんですよ。1億2,000万円もかけてここまで持ってきた。それであと、これでふるるんの役割も、NPO法人の役割の性格の部分も捨てるんですよ。そういうものを考えた場合に、今まで投資してきた金額と町民に示した説明と兼ね合わせて、町長これでいいんですかと聞いているんですよ。ふるるんは非常に無責任だと思いますが、町長、いかがですか。そう思いませんか。今まで私、説明してきたこの経緯からして、ふるるんは非常に無責任だと思いますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、今結果を見ると、大変事業がぶれている部分があったのかもしれませんが、当時は町の観光、そしてじゅんさい、そういう特産物を振興して

いくという地方創生の意義にのっとって計画、そしてやった事業だと私は考えております。

結果は確かに望むべくところは少なかったかもしれませんが、やはり初めの意思を、しっかり職員、そして当時の方々がしっかり計画して頑張った結果が、まずこれだったと思いますが、結果については確かにいろいろご不満もあるのも十分わかっておりますが、当時の目標をしっかり遂げようと頑張っていたところは評価していきたいなと私は考えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

あのね、この計画書の中で、こういうふうに位置づけているんですよ。

ぷるるんというのは、いろいろな、先ほど私が言いました目的があるんです。その目的を運営して達成していく経営責任があると書いているんです。その責任を捨てるわけですから、これはぷるるんに責任がある、一端があると、そういうふうに思うんですけれども、町長はいかがですか。

経営責任があるとみずから言っているんですよ。ところが、それを申請書でそのことを国に書いている、町が。だから、町とぷるるんが一緒に責任を、これを果たさなければならぬでしょうというのが私の論なんですよ。どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

確かに、ぷるるんのほうは事務所の移転という形にはなってございますが、この事業の最大の目的であるよい農産物を高く売って農家所得を向上させるという、その目的で事業そのものはまだ継続しておりますので、「よろしくお願ひしますって」の声あり）継続しておりますのでよいのではないかと考えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

あのね、ぷるるんの狙い、こういうことなんです。観光情報の発信、DMOの中核となる、それからJGAPじゅんさいの復興、それから交流促進、人材活用、この3つを機能を、役割をぷるるんが持つと。プラス、プラスですよ、じゅんさい以外の高品質農産物の振興、それから移住定住を受け入れる人材の育成、これがぷるるんの役割だと明言しているんです。かつ、これを町が進める、こういう構図なんです。このぷるるん事業というのは。

それで、ぷるるんというのはこの事業を進める責任を負うと書いてあるんだ。だから、今回、この並べたうちの大半を役割を放棄することになるで

しょうと言っているんだ。そこの責任は、私は重いよと言っている。それを押し進めてきた町にも責任があるよと言っている。

町長、どうですか。もう一度答弁してください。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えいたします。

確かに当初の目的を果たせない部分は恐らくあるかと思えます。確かに先ほど商工観光交流課長もお答えしたとおり、事業は終了したわけではないので、これからもまだその目的のために努力していく部分は当然あると思えます。そこに対して、町も財政的な支援はできませんが、いろいろな行動についてはいろいろな相談に乗ったり、そういう支援は当然続けていかなければいけないと、このように考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

これまで金を投資して、このようなさんざんな結果に終わって、これ住民目線から捉えたら許されるものではないでしょう。これで何も責任はありませんと住民に対して言えるんですか、町長。もう一度お願いします。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えいたします。

繰り返しになると思いますが、確かに全てに対して満足した結果は得られておりません。ただ、まだ一つの目的に向かって頑張っておるのは確かでございますので、責任云々というのは、まだ時期尚早かと思えます。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

これまでの3年間の事業の実態を、私、監査委員に監査要求してくださいと9月議会で申し上げました。そうしたら町長は「いや、ちょっと待ってくれ」と。我々に調査させてくださいと。その後結果によってどうするかという判断をするという、検討するというそういう答弁でした。

それで調査をしました。私は実に不十分で、それで私は、改めて監査委員に監査要求をしてはどうかと。実態をちゃんと調べてもらって、これを住民に示す。でないとは住民納得しませんよ、これ。

今の監査委員の監査制度というのは、あそこが間違っていた、こっちが数字が合わなかった、それだけではないんですよ。費用対効果まで監査の観点というのは広がったわけですよ。事業評価までこれを高めていくという、これが今の監査制度に、そういうふうには拡充されてきたんです。

だから、ぜひ私は監査委員の皆さんにこれをお願いして、清水の言うことはこうだけれども、実態はどうか。町長、監査要求をしたらどうですか。それははっきりしますよ、そこで。

議 長 （ 金子芳継 ）
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）
お答えいたします。

先般のあれでお答えしたとおりでありまして、その結果を受けて担当課、総務、会計、そして商工観光交流課、そしてふるるんの担当といろいろな事業を精査いたしております。先日、全員協議会で報告したとおりでありますので、これ以上、監査委員に対してすべきものはないと考えておりますので、現時点でそのような考えはないと申し上げます。

議 長 （ 金子芳継 ）
6番。

6番 （ 清水欣也 ）

この間の調査は、何回も申し上げてあるとおり、ある一定の部分についてだけ調査したんですよ。ずさんな会計手続のその部分だけ。私、それだけが問題でないと前から申し上げているんです。その部分を特に私は監査委員に監査要求をしたらどうかという、そういうことなんですよ。どうでしょうか。

議 長 （ 金子芳継 ）
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）
お答えいたします。

調査の結果、返還金等も発生しております。これ以上、しっかりした調査はなかったと私は考えておりますので、これ以上、監査委員に要求することをしたいと思っておはおりません。

議 長 （ 金子芳継 ）
6番。

6番 （ 清水欣也 ）

それでは次に入ります。

また具体的な問題に、また戻ります。

町では、最初2.4トンのじゅんさいを買いました。218万の金をかけて2.4トンのじゅんさいを購入したわけです。それが最後は546キログラムを農協に保管したということで、この流れが終わっているわけです。

では、その546キログラムの農協に保管した、その後の経緯はどうか。これがどうやって、どこに行ったか。546キログラム。これを調べたはずですよ。その行き先が見つかったかどうか。それから書類があったかどうか。それをちょっと。

議 長 （ 金子芳継 ）

商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (桜庭勇樹)
お答えいたします。

確かに冷凍で546キロ、冷凍しておりますが、546キロのうち年度末までで225キロが翌年度繰り越しとなっております。そしてそのうち78.9キロが翌年度でサンプルや販売してございます。残りの約150キロぐらいが廃棄という形になってございます。

議 長 (金子芳継)
6番。

6番 (清水欣也)

だから、その書類が町の書類には何も添付されていないよと、それがないよと言っているわけよ。どうやってそれが確認できましたか。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (桜庭勇樹)
お答えいたします。

いずれ、ふるるんからじゅんさいの発送のリストをいただきまして、それを確認して、この翌年度サンプル販売数量、そこら辺は確認しております。

議 長 (金子芳継)
挙手してください。6番。

6番 (清水欣也)

あのね、この金というのは町が執行した金なんですよ。だから、町が責任を持ってその書類をつくっておかなければだめなんだ。それがふるるんのパソコンの中から見たとか何とかって、そういうような話でないでしょうか。何で町で執行した分が、町でそれを責任持って処理過程を明らかにしないんですか。何で町に書類がないんだ。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (桜庭勇樹)
お答えいたします。

町で支出したのは、農家から買った分ということで、それについては間違いなく請求書どおり納入されているわけでございます。その処理につきましては、単年度で終わらない部分もございます。翌年度で処理する部分もございますので、ふるるんから後日書類をいただいて確認をしているということでございます。

6番 (清水欣也)

あのね、処理するには処理するための手順がちゃんとあるじゃないですか、町に。ちゃんと規定載っているじゃないですか。そのとおり何でやらないのかと言っているのよ。ちゃんと財務規則に処理手順がみんなあるじゃないかって。それをやっていけば、こうやりましたとちゃんと説明すれば、そ

れが足りるんだよ。それがやってないでしようと言っているの。やっているんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 その手続はやっておりません。ただ、このじゅんさいにつきましては、消耗品という形で買ってありますが、本来であれば原材料費で買うのが適正だったのではないかなと考えている、どうしても歩どまりが出て選別の時点で廃棄するものも出てきますので、本来は原材料費が適正であったと考えております。

議 長 (金子芳継)

挙手してください。

6 番 (清水欣也)

あのね、546キロの中には、あれでしょう、ぷるるんの分190キロが入っているでしょう。ぷるるんの分。この書類にそう書いてあるじゃないですか。190キロがぷるるんの分だって。あと残りが町の分だと。ところが、それを含めて保管しているんですよ。それで、保管代も一緒に払っているんだ、町で。井勘定なんだよ、とにかくこのぷるるん事業というのは。どうですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 546キロについては、全て交付金、補助事業の分でございます。保管料についても全て補助事業という形になっております。

いずれ、収益に当たる部分の経費についても交付金の対象となるということを確認しておりますので、交付金事業には合致しているということで確認をしております。

6 番 (清水欣也)

ぷるるん自前で買った分だよ。自分の経費で買った分。自分の予算で。ぷるるん事業という独自事業の分があるでしょう。その分で買ったやつが190キロだ。190。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

平成28年度につきましては、ぷるるんで独自に買ったものはございません。全て交付金で買ったものでございます。190というのは、その内数という形になります。

6 番 (清水欣也)

それでは次に入ります。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ふるるんが28年度で売り上げたJGAPじゅんさいの売り上げ料、これがまち・ひと・しごと総合戦略事業報告には35万4,000円が売られたと、そういう実績額を上げているんですよ。ところが、議会に提出したふるるん概要というのがあるんですけど、これが46万2,000円という。それからふるるんの法人決算書は42万8,000円。3つとも違うんだ。これのそれぞれの対応する売り上げ量はわかりますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 その数字の相違でございますが、総合戦略に報告された数字につきましてはイベントで売り上げた分が含まれてございませんでした。それから、全員協議会に提出された資料につきましては、翌年度で収入した分も含まれてございます。法人の決算書につきましては、3月31日付で決算を打ちますので、42万七千何がしが正解という数字になっております。

それから、販売量につきましては139キロということで全て同じでございます。

議 長 (金子芳継)

挙手してください。6番。

6 番 (清水欣也)

それから、ちょっとお待ちください。

それから、私、これは非常におかしいと思っているんですが、28年度でふるるんの経営の確立を町がふるるんに委託することになっているんですが、約400万円あるわけです。この400万円についてですけども、ふるるんの経営の確立を町がふるるんに委託するんですよ。いいですか。これはこういうことなんです。

ふるるんの経営の確立、とりわけじゅんさいの販売の確保、これについてはふるるんの本来の業務である。ふるるんがみずからの責任で自主的に行うべきものなんです、これ。これが本来、町としての業務であれば、この業務をふるるんに委託してもいいんですよ。そうすれば、委託の意味がわかるんですけども、ふるるんという法人がみずからなすべき維持管理、経営を、町がその法人に業務委託するということはあり得ないでしょう。このやり方をどう思いますか。実に不適正なやり方だと私は思うんですけども、いかがですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

本来であれば、平成30年度予算と同じく補助金に予算措置すればよかったものと考えております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

非常におかしいやり方をしている。こういうことから始まって、今の、金が流れた後の処理が非常に不明確になっていっているんですよ。

この400万流れたうちに約300万円が再委託されている。再委託。これは委託の仕様書にはない。勝手に再委託しているんだよ、ぶるるんに。その勝手に再委託した中にこういうものがあるんですよ。あそこの喫茶店ありましたね。あのスペースをどういうふうにするかということ、ある業者に委託したんです。そうしたら、こういうものが出てきたんです。

皆さんちょっと見てください。これですよ、これ。これで170万ですよ。170万円。これが実績報告なんです。

ところが、実績報告書のかみがない。どういうことを書かれているかというと「時には景色を眺め、時には本を読み、時には店主と語る」なんて書いてある。あそこ景色見えますか。コンセプトとして、それはコンセプトはいろいろあるでしょうね。

それから、このメインターゲット、20代、30代の女性をターゲットにするということ。それからサブターゲットとして50代、60代の女性はこうこう、50代、60代はこうと書いてある。

それから、顧客動線というのが、秋田県は秋田市、湖東3町、潟上、能代から、それから青森、岩手から車で2時間かけて来てもらえる、そういう話なんです。これで170万円。

これははっきり正直言って高くないですか、これ。これ3枚で170万ですよ。どうですか、実感として。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）

その委託につきましては、双方合意で契約しておりますので、双方が適正な単価だと思っております。

議長（金子芳継）

挙手してください。6番。

6番（清水欣也）

課長、これ適正な単価だと思う、正直に。あなた正直な人だから正直に答弁してください。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）

私は、双方合意ということで適正な単価だと思っております。

6 番 (清水欣也)

それでは次に。

ふるるんには職員がいないんですよ。職員がいないの。そこに委託ができるんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

ふるるんそのものに役員、会員がおりますので、それは可能かと思えます。

議 長 (金子芳継)

挙手してください。6 番。

6 番 (清水欣也)

ふるるんの通帳は誰が管理した。先ほど聞きましたけれども、誰が管理している。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 主に町の支援員が管理していたと思います。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ふるるんには28年度の事務職員がいないんですよ。実際は、振り込まれた委託金を町の職員が執行しているんですよ。町が業務委託した金を町の職員が執行ができるかと。支援員だというけれども、どのような身分で振り込まれた委託金を、いわばよその金ですよ、どのような身分でよその金を町の職員が執行できるか。その根拠を教えてください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 職員が一人で執行していたということではなく、法人の中で決裁も行われておりますので、それは可能ではないかと考えております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

町長、私、先ほども言ったように、町の職員がこういう団体に従事する場合、ちゃんと許可が必要なんです。何を、どのようにするかということ。それが何もないじゃないですか、町に。それでもう、だらだら誰でも行って金を使っているわけですよ。こんなことってできるかと、さっきから私、言っている。地方公務員法違反でしょうと言ってるの。もう一度答弁してく

ださい。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

先ほど総務課長のほうから申し上げましたとおりであります。

確かに、そういう規定というか違反に当たるとは思いますが、今、その部分についてどう対応していけばいいかは、私個人的に、ちょっとまだそのあたりは勉強不足というのが正直なところでございます。

違反は違反であるという話であると思っておりますので、そのあたりちょっとご相談させていただければありがたいなと思っております。

議 長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

それでは最後に、前にもちょっと触れましたけれども、責任問題ということで申し上げます。

私は、ぷるるんには大いなる責任があると思っていますんですよ。ぜひ議会に来て説明をしてほしい、そう私は思うくらいであります。ぷるるんの事業ですよ、これを構想して、ぷるるんを立ち上げて、事業予算を組んだのが町であります。ところが、その予算を実際に3年間支配してきたのが町の職員なんですよ。このことだけでも異常なことなんですよ。それを3年も過ぎないうちにセンターを出ていくというんですからね、これは許されるのかということですよ。

特に、立ち上げ後も含めてぷるるんに対しては経済的、人的資源を惜しみなく行ってきたんですよ。それが撤退というんですからね。あげくの果て、NPO法人の性格の部分の捨てるというんだから、これはいい加減と言うしかないじゃないですか。

私は、これで町長にお聞きしますけれども、町でもぷるるんの責任を追及する責任があると思っておりますけれども、いかがですか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、当時のことを考えますと、当然、町のことを考えていろいろ地方創生、そういう事業にエントリーしたことと思います。そのために努力している部分はしっかり評価しなければいけないと思いますし、町としても同じように考えておりますので、ぷるるんだけの問題ではないのではないかと思います。

議 長（金子芳継）

6番。

6番 (清水欣也)

ふるるんだけの問題でなく、町の問題でもあるという意味で、両方の責任はどうでしょうか。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (田川政幸)

両方の責任と申しますと、なかなか難しいとは思いますが、ただ、創生事業にのっかってしっかり業務はやってきたと思っておりますので、それ以上のことはないと思っております。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

最後に一つ、あきれた話を紹介して終わります。

30年度のセンターの使用許可申請、これには事業計画書と年間資金計画書を添付しなければならないことになっております。ところが、この申請書に添付すべき事業計画書と年間資金計画書が、実は29年度のときのものをそのままつけているんですよ。

それから、30年度の加工所、森岳にある加工所の使用許可申請書に、これも同じく事業計画書と年間資金計画書をつけなければならなくなっているんですけど、これは、ふるさと資源情報センターの許可申請書につけた29年度のものをつけているんですよ。

これはあきれましたね。これでは使用許可与えられないでしょう。よその1年前の計画書を持ってきて、これがおらほの申請書だって持ってくるんだからね、これはどういうことですか。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (桜庭勇樹)

確かにご指摘のとおり、2カ年も同じ資金計画になっておりました。本来であれば精査すべきものであったと考えております。

議長 (金子芳継)

挙手。6番。

6番 (清水欣也)

以上、説明を終わりますが、このふるるん事業に関しては非常にずさんな会計のほかに、さまざまな問題点をはらんだ3年間だったと思います。これを私たちは、ぜひ議会としてこれを精査して住民の前に示すべきだと、そういうふうに私は考えております。

以上でございます。質問を終わります。

議長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます

5番、児玉信長議員の一般質問を許します。5番、児玉信長議員。

5番（児玉信長）

2点について質問したいと思います。

大雨で防災重点ため池・羽根川ダムが越流したときは。

ことしの9月、10月に入り、台風15号、19号、21号が日本列島に矢継ぎ早に上陸し、明け方かけて、関東地方、千葉県、茨城県、栃木県、そして甲信地方、長野県、東北方面、福島県、宮城県など直撃し、記録的な大雨が降り、河川、ため池などが大規模な氾濫、土砂崩れが発生し、住宅は全壊、倒壊、半壊の状況でありました。

二度、三度の被害に遭われた方もおりました。

長野新幹線車両センターでは、北陸新幹線10編成120両全て浸水し、その後、車両全てが廃車になると発表がありました。

千葉県では、10月25日、学校や校外学習先から児童生徒約1,200名が帰宅できず、校舎などに宿泊したところもありました。

異常気象が猛威を振るっているニュース映像を見ると、余りの悲惨さに言葉が出ません。どうして奇数の台風が大きな被害をもたらすのでしょうか。

今回の台風により、死者、行方不明者合わせて90名を超えました。犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、被災者が一日も早いもとの日常生活を取り戻すことができますようお祈りいたします。

きょう12日は、台風19号が上陸して2カ月となります。台風により当町はどういう状況であったのか。新聞報道によると、10月30日未明の台風19号、三種川は増水したが氾濫はなかった。午前4時現在で避難判断水位3.1メートルを超え、午前6時には3.4メートルまで上昇し、その後は次第に下がり、住宅の被害や建物への浸水被害はなく、災害対策警戒部を13日午前8時までに廃止したとありました。

三種町地域防災計画では、災害対策警戒部は総務課に設置し、部長は副町長の権限によって行われるとあり、当時の設置場所、基準、指揮の権限の状況をお教えてください。

今回の台風で、河川、ため池の決壊で多数の犠牲者が出ました。

昨年7月の西日本豪雨で、岡山県、広島県など30カ所以上のため池が決壊し、下流の家が流される被害が出ました。

私は、住宅のそばにあるため池、そして三種町に1つしかない、旧琴丘町にある羽根川ダム、これらが増水し、越流し、決壊したら一体どうなるだろ

うかと思いました。

新聞報道では、ことし7月施行の農業用ため池管理保全法は、災害を教訓にし、所有者や管理者による都道府県への届け出が義務化となりました。これに応じて、三種町は広報9月号に、農業ため池の届け出制度が始まりますと記載しています。

県の発表だと、当町はため池242カ所のうち、人的被害が及ぶおそれのある防災重点ため池は54カ所、全県12町村で一番多いです。私も初めてわかったのですが、防災重点ため池の基準は、100メートル未満の浸水区域内に住宅や公共施設がある、また100メートルから500メートルの浸水区域内に住宅や公共施設があり、貯水量1,000立方メートル以上に基づいて指定されるということです。

管理は誰が行っているのか。個人、水利組合、土地改良区、管理者不明もあると思います。管理したいが過疎化で高齢化や組織が脆弱だと、日常点検がおろそかになったり、漏水や水路の詰まりといったトラブルの発見がおくれ、記録的大雨の水位上昇に耐えきれず越流し、大きな災害につながるおそれがあります。

当町の防災重点ため池54カ所。町、土地改良区などはどの程度まで所有者、管理者を把握していますか。12月10日まで何件の届け出がありましたか。未提出の場合、どう対処しますか。

町の防災計画の中には、対策として、補強、改修に努める。農業用ため池施設の管理者は、同施設の安全管理に努め、決壊の防止に努めるとあり、現実はどうなっていますか。

旧琴丘町にある羽根川ダムは、昭和32年から42年にかけて完成し、事業主体は県で、管理者は琴丘土地改良区であります。築50年以上経過しております。かんがいダムとしての耐用年数はどうなんですか。

昭和56年に余水吐から越流し、周辺の田んぼが冠水したという報告がありました。ダムの下には、羽根川、中村、高屋敷、浜村集落、福祉施設、JR奥羽本線、町道、国道7号、平成31年3月31日現在、117世帯277名が日常生活をしています。そして、指定されている緊急避難場所も各集落にあります。

河川法には、洪水による災害が起こったり、発生のおそれが高い場合、ダムの設置者に対して、放流など必要な措置を指示できると定めています。県、町、土地改良区の連携指示確認はどうなっていますか。

私は、想定を超える災害がいつ起きてもおかしくない現実を突きつけた対策として、ダムのそばに貯水量を確認できるシステムを設置したらどうでしょうか。三種川に見られるライブカメラの設置などは考えられないでしょうか。

事前に住民に伝えられても、自力での避難が難しく、自治会や近隣住民が手助けをする必要がある障害者や高齢者、子供、妊婦など災害弱者を事前に把握して、氏名や住所、連絡先など避難行動要支援者名簿に登録することが

義務づけられましたが、どのようになっていますか。

そして、防災重点ため池、羽根川ダム浸水想定に基づいた大雨警戒レベル、避難ルートなどを示したハザードマップを作成すべきだと思います。

移住・体験ツアー、東京のたまり場見直す機会だ。

私は、上京する機会があり、ことし2月に足立区北千住駅から徒歩で5分ほどある、6階建てビルの1室に、インターネット放送局C w a v e 東京のたまり場に立ち寄り、オーナーの植村さんとお会いしました。当時、地域おこし協力隊であった市川さんが、足立区役所からの紹介で来たことをお話しされました。ここは東北わくわく情報局で、第3日曜日が放送日となっており、もっと三種町、そして地場産のPRをしてくださいと言われました。

平成28年度から借り上げしており、年間24万円であります。当初予算でも計上されています。

年々、人口が減少する中で、平成21年度から移住体験ツアーがスタートし、百姓大学体験、サンドクラフトの見学、橋本五郎文庫の見学、グリーンツーリズムの体験、じゅんさいの摘み取り体験、房住山登山、ブルーベリー摘み取り、稲刈り体験、メロン摘み取り、東京みたね会と連携した移住相談、県の農業公社と連携した移住体験ツアー、北千住東京のたまり場などで、これらのふるさと体験ツアー参加者は2名から多くて27名であります。

努力のかいあって、移住体験ツアーに参加して当町に移住した人は8世帯20名。この事業主体はNPO法人一里塚さんであり、多岐にわたって実施し、成果を上げてきたことに敬意を表します。

平成21年度から30年度までの10年間で町からは765万円助成されて、活動していただきました。それが、令和元年度からは手を引いたと聞き、まことに残念ではありません。10年一区切りとして手を引いたのか、その真意はわかりません。せっかくのノウハウを持っており、今年度も移住定住支援事業として189万9,000円計上されています。

東京のたまり場は、借り上げ料の24万円を含めて133万8,000円であります。

今年度からスタートした新規グループとの引き継ぎはなされたのでしょうか。町が委託したグループ名と人員、そして今年度の活動内容をお教えてください。

私は、令和2年度からは、移住定住支援事業のふるさと体験ツアー、東京のたまり場計画はじっくり見直す機会ではないかと思います。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、平成30年度まで定住奨励金などを助成し、平成28年度からの3年間で総勢774名が移住しております。目標達成状況は未達成ですが、それなり町は結果を出していると思います。

委託業務をやめ、原点に戻り、三種町のことを一番理解しているものは職員であり、職員みずからがチームをつくり、PRに努めていくことが最適で

あると思うからです。

以上2点です。壇上からの質問です。

議長 長（金子芳継）

5番、児玉信長議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 長（田川政幸）

それでは、児玉信長議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「大雨及びため池・羽根川ダム」に関するご質問にお答えいたします。

1点目の、台風19号の対応についてでございますが、行政報告でも申し上げましたとおり、副町長を部長とする災害対策警戒部を設置し、対応いたしております。

設置場所については、県、气象台、消防署等と直接連絡ができる通信機器と三種川ライブカメラの操作盤のある町民生活課内といたしました。

設置基準につきましては、過去の大雨による三種川の水位や雨雲の動き、また、県、消防署等から助言をいただきながら判断しており、災害対策警戒部設置の場合、指揮の権限については副町長が務めることになっており、私と逐次連絡を取りながら対応しております。

2点目の、「農業用ため池の管理」についてでございますが、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しているため、農業用ため池の情報を適正に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が本年7月1日に施行されております。

災害による、人的被害が及ぶおそれのある「防災重点ため池」は町内に54カ所あり、全て所有者、管理者を把握しているところであります。

また、届け出を要するため池は230カ所あり、その内訳は、町が管理者となっている防災重点ため池が1カ所、各土地改良区が管理者となっているため池が50カ所、そのほか水利組合や個人の管理となっているため池が167カ所となっております。残る12カ所については管理者が不明であり、現在、引き続き調査を進めているところであります。

なお、届け出のないため池については、県と情報を共有して、関係者と思われる方への確認作業を引き続き進めてまいります。

3点目の、羽根川ダムの耐用年数についてでございますが、かんがいダムの標準耐用年数は80年となっております。

羽根川ダムは、昭和42年竣工し、53年が経過しておりますが、これまで国の適正化事業や地震災害被害補修、県営ストックマネジメント事業などにより補修整備を行っております。

なお、豪雨、地震等により施設に重大な危険が及ぶおそれがあるとき、または被災するおそれのあるときは、羽根川ダム管理者である琴丘土地改良区が、農業用施設管理方法書に基づき、町、消防署、町建設業者、電力会社等

と連携し、緊急時の措置を行うことになっております。

4点目の、ライブカメラの設置についてでございますが、三種川に設置しているライブカメラは、県道能代五城目線の電柱に光ケーブルが添架されており、それを利用して設置したものでございます。羽根川ダムにライブカメラを設置するためには、新たに光ケーブルの引き込み等、多額な経費が必要となることから、設置については現状では考えておりません。

5点目の、避難行動要支援者名簿についてでございますが、「三種町地域防災計画」の中で、災害時要援護者の安全確保に関する事項を具現化した「三種町災害時要援護者避難支援プラン」を策定しております。この支援プランは、災害時に安全な場所へ避難する際に人的な援助が必要な方が、迅速な避難行動がとれるよう、国のガイドラインを踏まえ、避難支援体制の整備を図ることを目的に策定したものであります。

このプランの中で、個別計画となる災害時要援護者名簿を民生・児童委員などの協力を得て作成済みであり、現在540名が登録されております。また、この名簿につきましても、登録された方々から個人情報提供の同意を得て、災害時避難支援のため、町の関係部署、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署などで情報を共有しております。

6点目の、ハザードマップの作成についてでございますが、防災重点ため池である羽根川ダムのハザードマップは、既に県主導により、関係自治会等を加えたワークショップを開催し、ハザードマップの作成を進めております。完成後は、速やかに関係機関、関係集落の自治会、住民に周知する予定でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、「移住体験ツアー、東京のたまり場の見直し」についてお答えいたします。

1点目の、移住・定住対策についてでございますが、これまで「NPO法人一里塚」と連携、協力を図りながら移住体験ツアーを実施し、「東京のたまり場」や首都圏で開催されるイベントへ参加してPR活動を行ってまいりましたが、「NPO法人一里塚」が解散の運びとなったことから、今年度は新しく立ち上げられた「コミュニティーウィーバーズ なんとすみたね」に移住・定住支援業務をお願いしております。

「なんとすみたね」は、「一里塚」の解散を受け、その志を受け継いでおりますが、一里塚とはメンバー構成も異なり、具体的な業務引き継ぎは行っていないと聞いております。

なお、メンバーは町内の20代から70代までの男女有志による任意団体で、現在の会員数は10名となっており、活動内容といたしましては、移住・定住、関係人口創出にかかわる支援事業を行っております。

2点目の、「東京のたまり場」についてでございますが、平成29年度以降、北千住のビルのスタジオ内で毎月第3日曜日に三種町のさまざまな情報をインターネットで発信してきたところではありますが、昨今はさまざまな情報ツールにより、三種町にしながら情報発信が可能なことから、来年度は

「東京のたまり場」での毎月の情報発信は見合わせたいと考えております。

しかしながら、ここ数年来、たまり場関係者の方々からご協力もいただき、「東京のたまり場」としての認知度もあるため、来年度は必要に応じてのイベント開催にとどめたいと考えております。

続きまして、令和2年度からは移住・定住の委託業務をやめ、職員みずからが率先してPRに努めるべきとのご提案でございますが、移住・定住支援業務には、首都圏で開催される移住相談や、三種町へ来町しての移住体験ツアー等が盛り込まれております。

相談業務の場合、三種町に移住された先輩移住者の方からの直接、体験談やアドバイスを聞いたり、ツアーに参加することは、移住を考えている方々にとっては大変有効であると考えておりますので、支援業務につきましては引き続きお願いしたいと考えております。

また、これまでも職員がふるさと回帰フェアを初め、首都圏でのイベントへ参加しPRに努めておりますが、今後は県北合同移住交流フェアや県主催の移住・交流フェア等、これまで余り参加する機会がなかったイベントへも積極的に足を運ぶよう努め、委託団体、協力団体と連携しながら移住・定住対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

5番、児玉信長議員の再質問を許します。5番。

5番（児玉信長）

19号の三種川の大雨で、台風によることについて、第1点、まず質問したいと思います。

今、町長答弁だと、警戒部の場合には、三種町の防災計画を見ますと、副町長が部長として指揮をとるということになっておりますけれども、当日はやはり副町長が率先して指揮をとった状況なんですか。その点からまず伺いしたいと思います。

議長（金子芳継）

副町長。

副町長（檜森定勝）

お答えいたします。

当日夜、たしか10時20分ぐらいだったと思いますが、当日の午後5時ぐらいから雨の状況を見て、町民生活課長ほか職員が役場で状況を調べておりました。それで、やはり雨も長く続いてまいりましたので、10時20分ごろ、私のところに町民生活課長から電話がありまして、ちょっと雨の量がふえてきたということで、状況を見て、私が10時30分に役場に到着して、また、その後の状況を見たところでございます。

それで、11時20分に、やはり少し心配に、雨の量もふえまして、川の

増水も心配されることから、警戒部を立ち上げたというのが経緯でございます。

その間、町長、総務課長と電話連絡をとって逐次対応していたというのが当日の状況でございます。

議 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

防災計画のとおり、指示、権限をしてくだされれば、私はそれでいいと思うんですけども。

この区分の中に、副町長が本部長として、それから、先ほど町長答弁だと、県と、それから気象台、消防署等の、それからライブカメラということで監視をしながら、聞き取り調査をしながらということでございましたので。

ただ、区分の場合、今、町民生活課が主体になっていると思うんですけども、第1区分は総務課長となっているんですが、これはどういうふうにお考えなんですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

総務課長というお話でございますが、まず警戒部、それから、その上に連絡部というものがあまして、その上に災害対策本部というものが一番上でございます。

構成員につきましては、連絡部、それから警戒部につきましては、私が陣頭指揮をとるということで、部員といたしましては、私が指名する課長等が当たるということになっております。

ここで、防災計画のほうでは一応、総務課長が状況等を調査するというような書き方にはなっておりますが、実際、実務をとる段階では、やはり町民生活課長が消防署、警察署等、関係機関と連絡を密に、常にできる状態でございますので、それをもとに判断して、やっているところでございます。

それで、災害時、急に、もっとすごい被害が想定される場合、やはり総務課長なりが加わるということでございます。

それと、順番といたしまして、町長がとれないとき、それから私が部長となれないときは、第1の次の指揮をとるというのが総務課長の順位となっております。

議 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

わかるんですけども、では本町の設置場所は総務課に置かなければならないでしょう、防災計画の中には。それで、区分の第1が、総務課長が、町民生活課長が、言っちゃあれですけども、庁舎に一番先に足を運んでくる

わけなんですけれども。

それで、どうして、私、何年かも前に同じような質問をした経緯があるんですけれども、まだこの本町の設置場所が常に総務課なんですよ。

だから、やはり総務課だったら当然、総務課長が一番先に足を運んできて、そして次に町民生活課長というふうな、この区分の順序に来るのが本当のやり方だと思っているんですよね。

だから、これがもう前からずっと、分厚い三種町防災計画というものはありますけれども、それはもう変わらずな状態なんですよね。

だから、やはり現実合ったやり方をしていくことが本当のやり方であると思いますので。

だから、本町の設置場所を町民生活課に置くなら置くとして、町民生活課長が第1区分に来ると。第2区分が総務課長と。こういう型のやり方が、私は本当のやり方ではなかろうかと思っているんですけれども、本部長としてはどういうお考えなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

ただいま児玉議員のおっしゃったとおり、前の29年ですか、そのときもご質問なされているようでございますが、それから変わっていないということに理解しております。

ご指摘のとおり、災害時の備え、対応をするには、やはり現場といいますか、実務を担当している者が上にランクづけられたほうが対応もスムーズにいくかと思っておりますので、機会を見てという言葉はあれかもしれませんが、防災計画の見直しもこの後、近々計画されておりますので、その際は現実合った対応に必ず書きかえたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5 番 (児玉信長)

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私も9月号の町の広報を見て、農業ため池というものはみんな管理しているのかなというふうに思ひまして、いろいろ調べた結果、じゃ、その中に防災重点ため池と、ため池というものがあひまして、これは一番やはり私ども、集落にため池があると一番危険な状況だということで、12町村の中でも三種町が一番多いと、54カ所です。

そうなると、じゃ、これがもし、今回も同じような、15号、19号、21号でみんなやはり防災ため池が大変な状況で、住家が床上浸水、倒壊したというようなことがあひますので、そういった場合に、みんな自分方の住んでいるところには、それなりのため池が結構、防災を含めたため池があひるわけなんですけれども、これは町として、今回の国の調査が12月31日までなんですけれども、この前から、この防災重点ため池に対して、町はかなり

の調査をしたわけなんですか。それとも、今回こういう結果になったということで、調査しなければならぬという形になったのかどうかもお伺いしたいと思います。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（寺沢梶人）
お答えします。

防災重点ため池に関してですが、平成17年度から18年度にかけて県が農業用ため池緊急点検を実施しております。その段階では、三種町管内では215カ所を点検しております。その後、平成22年3月に秋田県農業用ため池ハザードマップ作成マニュアル案が作成されております。その後、平成26年度までに25件のハザードマップが作成されまして、この段階で、ため池28カ所、重ねた明記もありますけれども、現在はハザードマップは作成中ということになります。

そして昨年度、平成30年度ですが、重点ため池の見直しに伴い、三種町管内の重点ため池は15カ所から54カ所に増加しておるといふ次第でございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（児玉信長）

先ほど、町長の答弁だと、皆、把握をしているということなんですけれども、今、15件から54カ所になったということですので、これはかなりの数字ですけれども、全部把握して、危険性、そういったものは、防災に対してはどういう状況かということも全て把握しているんでしょうか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（寺沢梶人）
お答えします。

先ほど、町長が申し上げた報告については、管理者、所有者は、重点ため池に関しては全部把握しているということではありますが、54カ所の重点ため池のうち、詳細を申し上げますと、ハザードマップの作成済みが12カ所、作成中が6カ所で、まだ未作成が36カ所ということの集約をしております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（児玉信長）

作成中が6カ所、そうすると18カ所。あと残りがまだハザードマップ未作成というようなことなんですけれども、これはいつころまでの状況として作成されるんでしょうか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

いずれ、災害はいつ来るか、すぐ来るかということの定義でありますので、至急、県と連絡をとりながら、協調しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、今、残りの部分に関しては、まず管理者、所有者の判明、重点ため池のほかにもありますが、重点ため池を優先して早目にということで、県のほうと協調していきたいと思っております。

議長（ 金子芳継 ）

5番。

5番（ 児玉信長 ）

私、防災重点ため池の54カ所の話で今、課長とやりとりしているんですけども、あれですか、242、この54カ所から引いたその数字で、今、課長の答弁なんですか。私、54カ所で、要するにこの管理者は皆、把握しているということで、それで、では残りの12と6足して18。残りの、54引くと、その数字がまだできていないと、今後だということですので。それが何年、まあ県との話し合いということなんですけども、いつどうなのかということ私、質問しているんですけども、全体をお話しされているんでしょうか。

議長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

お答えします。

作成時期に関しては、早急にという先ほどのお答で、重点ため池と全体と、全体ではありません、重点ため池でございます。

未作成の36カ所については、ハザードマップ関係、要はどういうふうに避難して、どういうふうな場合はどうするということが、36カ所がまだ未作成ということであります。

議長（ 金子芳継 ）

5番。

5番（ 児玉信長 ）

ハザードマップは未達成で、あとは全部大丈夫だということの解釈でいいんですか。そうすると、12と6の、今、申請している6カ所含めて、失礼ですけども、おおよそ、琴丘、山本、八竜にはそんなにないはずですよ。防災マップのこれを見ますと、沼がやっぱり山本、旧琴丘あたりに非常に多いわけなんですよね。

だから、今、細かい話で申しわけないですけども、12と6の中で、細かい話で申しわけないんですけども、これが山本、琴丘でどちらが一番多いんでしょうか。それからあと、未達成のほうはまた、琴丘、山本でどちらが多いんでしょうか。

議長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

お答えします。

大変申しわけありません。未作成の部分に関しての地区、地域別の箇所は、ただいま手元に資料がありませんので、後ほど議員に報告したいと思えます。

議 長（ 金子芳継 ）

5 番。

5 番（ 児玉信長 ）

いいですか。大変危険だということはわかったわけなんですよ。だから、先ほど課長がお話ししたように、いつ、どういうふうなことになるかわからない状況ですので、今こういうふうな、集中豪雨が三種町にだけ降る可能性もあるだろうし、降らないときもあるだろうけれども、やはり災害が起きた場合、後手後手にならないようなことで質問しているわけですので、そこはご理解を得てもらいたいと思えます。

私は、この重点ため池を54カ所、これはちゃんとしたやはり何年計画でちゃんとやるというふうな形と、それから周辺の住民とそういうハザードマップの、要するに避難の場合どうしたらいいかと、そういうふうな体制づくりを私は質問しているので、それを、あれだこれだと言わないで、もう2年後にそういうふうにするんだよと言ってくだされば、私も次のほうに進んでいきたいと思えますので。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

お答えします。

先ほど、町長のお話もありましたけれども、いずれ管理者がさまざま、土地改良区、あるいは個人、組合といった場合もありますので、そういうふうな早目に連携といいますか、県と三種町の災害本部の関連もありますので、大変、児玉議員のおっしゃるとおりだと思いますが、ここ一、二年ぐらいには、早目にできればこしたことはないと思えますので、進めてまいりたいと考えております。

議 長（ 金子芳継 ）

5 番、ちょっと待ってください。町長答弁します。（「町長に聞こうとしているんです。今、聞きますので」の声あり）そうですか。5 番。

5 番（ 児玉信長 ）

想定外が、こういう状況ですので、必ず想定外というようなことを言われていますので。

そこで、町長にお願いしたいことは、今話されたように、これが、やはり防災ため池というものは、意外と私たちも初めてのことで、こういうふうなものだなど、100メートルから500メートルの間に、家、公共施設が

あったり、いろんなことがあったり、沼がこうであったりというふうなことはわかったわけなんですけれども、すぐ目の前に、頭に、こういう集落の上に防災ため池があるというような、重点防災ため池があった場合に、やはり早目のやり方が必要ではなからうかと思うわけです。

そこで町長にお伺いしたいことは、こういった収集、そしてこういった計画をいつごろまでできるのかなというふうなことなんですけれども。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えいたします。

ちょっと時期の明言までは難しいんですけれども、本当に近年の状況を見ると、早く対応しなければいけないというのが実情だと思っております。

いろいろ所有者と権限を持っている方がいろいろ多岐にわたっておりますので、そのあたりから整理して、まず早く対応しなければいけない防災重点ため池については早急にやれるように、町としても連携をしっかりとって、決めていきたいと思っております。

議 長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

あれなんですよね。羽根川の、大台の、大外堤だの、それから長信田の堤だというようなことで、もう30年度の当初予算で結構、県の事業としてもやってきたし、町でもやはりそれなりのお金を出して、700万円など、それはやってきて、それから小町の城ノ森ですか、こういうものも沼をやっているんですよ、ある程度。だから、計画としてはできるはずなんですよね。

だから、いかに、やはりこちらのほうの申請の段階だと思しますので、そういったところをひとつ、町長の今、答弁がありましたので、よろしく願いしたいと思えます。

それから、羽根川ダムのほうなんですけれども、耐用年数80年ということで、かんがいダムがということになっております。

土地改良に行って、聞いてきたんですけれども、じゃ大雨でどうでしたかということで、越流はありましたか、まあ決壊とかはないんですけれども、どうでしたとお話ししたら、56年のときに、要するに余水吐というと、ダムの防波堤の横からあふれ出て、下のほうの、羽根川という集落の下の田んぼが、かなりの水が来たというふうなことでありましたので。それからいろいろ工事したりして、今のところはありませぬというふうなお話でした。

しかし、これもやはり、いつ、どういうふうな、想定外というのは必ずありますので。だから、大変な状況ではなからうかということと、もちろんダムの場合、県から琴丘土地改良の水利担当者もおられますけれども、だから必ずしも十分にいくわけでもないだろうと。もし、これが何かのおいて、56

年と同じように、余水吐から大量の水が出た場合に、そうなる、羽根川集落、中村集落、高屋敷集落、まして浜村集落、JRと、こういうふう、7号までというような、大量の水が行くわけなんですよね。

だから、それを考えると、私はやはり当然ダムに安全を求めるために、住民の安全を求めるために、そういった、やはり三種川に設置している、ああいう監視カメラは、私は絶対必要だなど。自分ながら、現地へまた何回か足を運んで行ってきましたけれども、そう思うわけなんです。

先ほど、光ファイバー等で高価な、お金がかかると言うけれども、やはりそれを、下に4つの集落と、いろんな、それから何百人という住民が住んでおります。そう考えると、それが果たして高価なものなのか。やはり人命尊重を考えると、是が非、全体必要ではなかろうかなと思うんですけれども、その点は町長、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えします。

確かに、住民の安全を考えると、そういう設備というか、ライブカメラは大変効果があるかとは思っております。

現状、光ケーブルという、今の技術での話をさせていただきましたが、多分近い将来、私の個人的な考えでもあるんですけれども、今の携帯電話の通信帯も第5世代ということで、5Gに近々なると思います。そういう時代が来ると、恐らく今は無線でそういうこともできる技術が多分投入されると思いますので、その際は、そういう費用も含めて少し検討はしてみたいなど、個人的には考えております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5 番 (児玉信長)

耐用年数が80年ですので、まだ年数があると、そういうふうに思わないで、ひとつ迅速な考えを持ってもらえればと、かように思います。

それで、課長にお伺いしたいんですけれども、羽根川ダム、緊急放流されたときはありますか。それとも事前放流という、田んぼの、春先等の場合には事前放流しますけれども、緊急放流をされたときなんかはあるんですか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

羽根川ダムの緊急放流のご質問ですけれども、管理者である琴丘土地改良区に確認しましたが、羽根川ダムが造成されてからの緊急放流はしていないということでありまして。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

わかりました。多分その昭和56年の越流されたときだけだと思うんですけども、だから、こういう三種川にばかり集中しているようでございますけれども、課長、やはりダムもあるんですよ。出身地は琴丘でないから、ちょっとあれでしょうけれども、やはりダムがあるということは、担当のほうなんです。だから常に、こういう雨が降った場合には、ダムの容量が、水量がどうであったのかということは仕事柄やはり把握しておかなければだめですよ。どうでしょうか。

議長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

いずれ、児玉議員のおっしゃるとおりであります。私個人的にも、ちょっと勉強不足のところがあったかと思いますが、その点についてはおわび申し上げ、まずこれから、いずれ人命等々に関する安全・安心な、住民を守るためのハザードマップや防災関係について勉強していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

県の、ご存じだと思うんですけども、糸流川、そうですね、危険管理型水位計というものが三種町に8カ所設置されておりますよね、県でね。去年、おとし、雄物川のああい問題があって、県で、三種町に、これ10分置きに、糸流川にも、あの橋のそばにも設置されておるんですよ。鵜川にも設置されておりますよ、鵜川川にも。これはちゃんと、でもこれは下流にあるだけであって、だから、うちのほうの羽根川ダムがもし決壊した場合には何の役にも立たないんですよ。

ここの、糸流川の橋のそばにあるものは、そこがしょっちゅう、2年に1回ぐらい、やはり床下浸水する場所なんです、曲がり曲がりくねって。だからあるわけなんです。それで、鹿渡川にもあるんですよ。農協の、JAスタンドの後ろの、東側のほうの、あの橋のね。あそこも何年前に床下浸水したでしょう。

だからこれは、三種町には8カ所あるんですけども、でもこれは何にも、申しわけないんですけども、災害が起きた場合には、ただ水位を見るといだけなんですよ。

だから、県で設置はしてくれましたけれども、私どものダムの決壊には、申しわけないけれども、十二分な活用はできていないということです。

どうかひとつ常に、大雨のときには、水量、土地改良とよく連絡を密にしてもらいたいと思います。

それと、災害のほうなんですけれども、避難行動要支援名簿なんですけれども、これはもう義務化されておりますけれども、かなり綿密に、お互いに、社会福祉協議会、それから民生委員の方、そういった方々との連絡はしているわけなんですか。

議 長 (金子芳継)
福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)
お答えいたします。

平成22年12月に三種町災害時要援護者避難支援プランを作成しまして、その中の個別計画といたしまして、災害時の要援護者の登録申請書をもっております。

これにつきましては、常備薬、既往症関係、いろいろ細かいことを書きまして、災害時には誰が一番先に支援してくれるのかという方も頼んでの記載となっております、それを町長の行政報告で申し上げましたとおり、町民生活課、民生児童委員、社会福祉協議会、三種消防署、能代警察署などで情報を共有して、紙で共有しております。連絡は密にしております。

それで、約2年に一度のペースで見直しをかけておりまして、今回、見直しのほうに着手している段階です。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)

2年に一度、見直しをして、今回、見直しの時期だということにして、これはわかりましたけれども、防災訓練等はやっておりますか。

議 長 (金子芳継)
福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)
この計画に基づきましての避難の訓練などは行っておりません。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)

一番大事なのがそこじゃないかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

議 長 (金子芳継)
福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

やはり自治会等の方の対応というものも必要となってくると思いますので、福祉課単体ではちょっと今のところ実施というのは困難であると考えております。

議 長 (金子芳継)
5番。

5 番 (児玉信長)

訓練が困難だということなんですか。もう一度、ちょっとお願いします。

議長 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

町全体の問題となりますので、災害時の避難支援に基づいてだけの訓練というものは、ちょっと実施できないような状況下でございます。

議長 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

いや、やるべきですよ。今、各団体の方々が入っているわけなんですけれども、名簿に入りますけれども、やはり訓練しなければならないですよ。訓練して、初めてこの名簿で、そうすると、そうでしょう、民生委員、社協の人方が、自分方が避難するときもあるんだから、来られない人も結構いるわけですよ。だから、やっぱり訓練して、災害弱者の方々をいかにどういうふうにするかということが大事だと思いますよ。だから、それは特別養護老人ホーム、そういったところの施設を利用して、やるところも結構あるわけ、全国的に。そことタイアップして。

そういうやり方が絶対必要だと思いますよ。その点について、どう思いますでしょうか。

議長 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

社会福祉協議会とか、地域の自治会等、協議いたしまして、できれば訓練を実施する方向で今後話し合いたいと思います。

議長 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

では、よろしくお願ひしたいと思います。

次のほうに行きますけれども、今回のNPO法人一里塚さんなんですが、非常に21年度から30年度まで頑張ってくださいまして、8世帯20名ということで、この新しいメンバーとの引き継ぎというものは、今回はなされなかったんでしょうか。

議長 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

新しい団体のほうからは、引き継ぎ等、特段行ったというお話は何っておりません。

議長 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

せっかく21年度から30年度、このNPO法人一里塚さんは、特にまた、平成21年、22年、23年の3年間あれですよ、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業ということで、農業者としての自立やモデル的農業法人の組織化を図るということで、3年間で7,938万、それから平成25年、26年度、2年間で緊急雇用創出等臨時対策基金事業ということで、消費者が求める安全・安心な加工品の開発と製造を行い、周辺の農家等の野菜生産量の向上と農業経営の改善を図るということで、25年、26年、2年間で315万5,000円、国からの交付金が5年間で8,253万5,000円がこのNPO法人一里塚さんに交付されているんですよ。

だから当然この方々、このNPO法人さんは、幾ら事業がやめたと、解散したかもしれませんけれども、やはり今までの実績、これだけの三種町にやっぱり尽くしてくれたんだから、雇用の問題でも。そうではないですか。やはり引き継ぐのが本当のあり方だと思うんですけども、どうも、10年間終わりました、はいというふうなことだったら、では今までの、皆さんが難儀して、いろいろな国からの交付を得るための書類等を書いた、そういうものが何かもぬけの殻になったような感じがいたします。

ただ実績等は、8世帯20名はやりましたけれども、これだけのお金が交付されたんですよ。そうしたら、もっとやはり三種町のために頑張ってもらうのが本当ではないでしょうか。もう、あれですか、10年間でやめた、はい、そうですかと。やはりまたお願いしますという形でお願いしなかったんですか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

一里塚さん、議員ご指摘の、おっしゃるとおり、町にも大分いろいろ移住・定住関係で協力していただいていたところでございます。

その中で、企画政策課のほうで把握している分になりますけれども、うちのほうは移住・定住ということでお願いして、今まで来ているところがございます。

その中で、今回、一里塚さんが解散ということの運びになったわけですが、新しく立ち上がった団体さんにおかれましては、まず一里塚さんのほうの志を引き継いでというようなことで、移住・定住関係、引き続き自分たちで、新しいメンバーでやっていきたいというようなこととお話があったところでもありますので、そういう関係で、うちのほうも今年度からはそちらのほうにお願いしているというところがございます。

議長 (金子芳継)

5番。

5 番 (児玉信長)

新しいメンバーは先ほど、20歳から70歳だということの答弁で、10名ということでした。

今までの活動はどのようになっているか、お教えてください。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

新しい団体さんのほうには、町から今年度そちらのほうに移住・定住関係の委託ということでお願いしているところがございますけれども、中身といたしましては、1年終わっていないわけですが、回帰フェアのときに一緒に同行してもらったり、首都圏のほうでイベントのあるときに、その中からも職員とともに一緒に行ってもらって、相談の関係で、向こうの方々の相談を受けてもらったり、いろいろアドバイスしてもらったりということをお願いして、活動していただいているところです。

議長 (金子芳継)

5番。

5 番 (児玉信長)

わかりました。

それで、東京たまり場なんですけれども、オーナーの植村さんともお話ししてきました。やはり、ただ、申しわけないんですけども、三種ゴスペルですか、これも町の広報の3月号に、東京のたまり場ということで出ておりますけれども、三種ゴスペル、職員1名、地域おこし協力隊1名ということで、町内の女性3名ということで、歌を歌いに行っているわけですね。だから、歌を歌いに行って、下のレストランでじゅんさい鍋を舌鼓したということが書いてるんですけども。

本当にこういうふうにしてゴスペルさんが行くのもいいでしょうけれども、ただ、これが本当に移住・定住なのかということを私は疑問に思うわけなんです。

だから、委託をしたということは、町の権限はあれですよ、責任あるんですよ。だから、そこをよく考えながら行動してもらいたいということです。ゴスペルさんが歌を歌いに行って、そして、そこでユーチューブをやって、それで下でじゅんさいを食べて、自分の仲間しか食べていないじゃないですか。

それから、一里塚さんが28年のときに東京たまり場に行ったとき、三種町の物産を売るといったあの間口ですよ。外ですよ、あの3間ぐらい、あの奥行き1間の3間ぐらいしか間口で何が売れますか。

だから、何でも委託をするのではなくて、あなた方がやはり現地に最初に行き、いろんなことをして、そして初めてやらせるのが、こういう移住・定住の大事なところだと思うんですよ。だから、よく考えて、私は、いや、

してもいいですよ。あなた方がやっぱり率先しなくてはだめですよ、率先。東京なんかすぐ行けるでしょう。行って、日帰りだってできるでしょう。

だから、やればやっぱりいいんですよ。植村オーナーがやっぱり、もっと三種町をPRすべきではないかと言っているんですよ。年間24万。それから、協力隊含めて133万何がしでしょう、全部、その人方の経費も入れると。そういったものなんですよ。

だから、よく、その定住・移住。協力はわかりますけれども、もっとやり方を考えてやってもらわなければならないと思いますよ。今までの流れ、一里塚さんがやったのをやっぱり、終わったんだから、終わって引き継ぎもしない。そういう状況であれば、もうばっさり、新しい人がやるなら新しい人のやり方で、あなた方がこういう方針だということでもまず率先してやっていくのが本当のやり方だと思うんですけども。

先ほど町長は、移住・定住というようなことで継続していくと。やり方でございますので。

この中で、今回の三種町まち・ひと・しごと創生戦略、これは今度また国であれでしょう、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をやりますよね。間もなく、19日ですか、閣議決定するはずなんですよ、この12月19日にかな、20日にね。閣議決定しますので、これは令和2年度から令和6年度までやるわけですよ、課長ね。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 国の政策については、そう聞いています。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

もう閣議決定しますので、令和2年度から始まりますので、だから、そこをまた十二分に考えながら、やはりやってもらいたいと、私は本当に思います。

これは新聞等に出ておりました。12月19日、首相官邸で創生会議を開き、12月20日に閣議決定をする方針であるということで、要するに、Uターン、Iターン、Jターンによる起業・就業者数を6年度まで6万人創出するというふうな国の計画もあります。

だから、先ほど、いろんなイベント等に行くと言いましたよね。だから、県のイベントでもいいです。それから、東京みたね会、あれだけ東京みたね会だったら、もう前もって行ってもいいわけです。日曜日でしょう。だから、役員会のときに、あれだけのスタッフの立派な方々がいるんだから、1日前に行って、いろんな話し合いして、いろんなことをすれば、あの人はノウハウをいっぱい持っているんですよ、東京みたね会の役員の人方も。だから、そこをうまく利用したらどうでしょうか。

だから、私は、そうするともっと定住・移住の人方が、やはり田舎に来たいというふうなことになろうと思うんですけども、最後、総務課長から一言、それから町長からのお答えを得て、終わりたいと思います。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）

お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおりであります。これは、やはり役場の職員が率先して行動を起こすことによって、いろんな皆さんに波及効果があるものだと思っております。

本当に、先ほど言ったとおり、これからも移住・定住対策についてはしっかり対応しなければいけないので、議員からご指摘あったとおりのことも考慮に入れながら、しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（金子芳継）

先ほど、5番、児玉議員からの質問が保留されております。担当課長より答弁申し上げます。農林課長。

農林課長（寺沢樞人）

先ほど、防災重点ため池の箇所数についての地区別のお問い合わせについては、旧町ごとに、琴丘地域において27カ所、山本地域において25カ所、八竜地域において2カ所、計54カ所となっております。

以上です。

議長（金子芳継）

5番、児玉信長議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の一般質問を許します。9番、成田光一議員。

9番（成田光一）

それでは私のほうから、さきに通告してありました洋上風力発電事業への対応について、1件質問させていただきます。

昨今、電力事業の置かれている状況は目まぐるしく変化をしております。その中において、我が三種町の沖合にも洋上風力発電事業の計画が報道機関などにより公表をされています。

先日は、事業者によって、法律に基づいた「環境影響評価準備書説明会」も住民を対象に開催をされております。当日は私も参加をしました。多くの住民が参加をして、予定をされていた時間いっぱいまで質問が絶えない状況でありました。町民の関心の高さがあらわれたものと認識をして、帰っております。

この事業は、近い将来において、日本のエネルギー政策を左右しかねない要素を含んでおり、状況によっては、我が町が一大自然エネルギーの基地になるかもしれない要素も含んでおります。

ただ、ここに住む我々、地元住民にとっては、必ずしもろ手を挙げて喜

んでもいられない事業でもあります。

懸念をされるものに、騒音、特に低周波騒音、景観、動物への影響、主に鳥、魚です。工事中の水の濁りなど環境への影響が懸念されております。

そこで、次の質問をします。

1つ目、現時点で、町には国を初めとする関係機関からどのような説明がされているのでしょうか。

2つ目、町としてはこの事業をどのように捉え、今後どのように対応していくつもりなののでしょうか。

3つ目、地元自治体としての役割は、どのようなことがあると考えているのでしょうか。

4つ目、能代市、男鹿市との協力関係はどのようになるのでしょうか。

5つ目、三種町へのメリット、経済波及効果としてどのようなことがあると考えているのでしょうか。

6つ目、町長みずからが先進地視察をする考えはあるのでしょうか。

そして最後、町としての住民説明会は考えているのでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長 (金子芳継)

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

国では、地球温暖化対策に有効であることや経済性の確保、地元産業への好影響などの理由から洋上風力の導入を推進しており、ことし4月には海域利用のルールなどを整備した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が施行され、現在は海域の促進地域の指定に向けた調査等が進められております。

その中で、能代市、三種町、男鹿市沖と由利本荘市沖の2つの区域が有望区域に選定されたことを受け、10月に秋田県で協議会が設立されました。協議会は、秋田県と経済産業省、国土交通省の共同で組織されており、本町も関係自治体の一員として参加しております。自治体以外では、関係漁業団体、海運事業者等も参加しており、年度内に複数回開催される予定となっております。

それでは、これらの経緯を踏まえ、ご質問1点目の「現時点で、町には国を初めとする関係機関からどのような説明がなされているのか」についてでございますが、秋田県からは、能代市、三種町、男鹿市沖が有望区域に選定されたこと、協議会への参加等について説明を受け、国からは協議会の席上で、事業の意義、概要、促進区域指定基準の概要、促進区域指定後のプロセス等について説明を受けております。

また、促進区域での事業実施を計画している事業者からは、計画準備を進める旨の説明を受けております。

次に、2点目の「町としてはこの事業をどのように捉え、今後どのように対応していくつもりなのか」についてでございますが、国は洋上風力事業を海洋政策上の重要課題と位置づけており、地球温暖化対策が全世界で講じられている中で、国のエネルギー政策の根幹的な役割を担う事業だと捉えております。

しかし一方では、漁業団体への対応や環境問題、住民の健康問題等についての課題もありますので、住民の方々の不安や懸念を取り除くための調査や説明を丁寧に実施されるよう、国や関係事業者へ求め、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら進めるべきものと認識しております。

次に、3点目の「地元自治体としての役割は、どのようなことがあると考えているのか」についてでございますが、町への問い合わせや事業者の説明等で確認している課題を協議会や国へ伝えながら対策を講じていく必要があると考えております。

次に、4点目の「能代市、男鹿市との協力関係はどうか」についてでございますが、能代市と男鹿市も協議会へ参加しておりますので、意見交換を含め情報共有しております。また、能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会にも参加しておりますので、今後も協力関係を築いていく必要があると考えております。

次に、5点目の「三種町へのメリット、経済波及効果としてどのようなことがあると考えているのか」についてでございますが、一般的には、固定資産税収入や地元産業への雇用、事業者による地元イベントへの参加や協賛等の地域貢献のほか、地球温暖化やエコ対策等に対する関心の高まりなどが期待されると考えております。

次に、6点目の「町長みずからが先進地視察をする考えはあるのか」についてでございますが、現在のところ先進地視察は考えておりません。

次に、7点目の「町としての住民説明会は考えているのか」についてでございますが、国の政策として実施する事業でありますので、町としての説明会は考えておりません。これまでのように、事業実施を検討している事業者がしかるべき調査等を行った上で、住民への説明を行うべきものと考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

9番（成田光一）

それでは、再質問をさせていただきます。

11月30日に事業者による、住民を対象とした説明会が開かれました。先ほどの話したとおりです。この中で、ことしの4月には、今、町長の言ったとおり、再エネ海域利用法、簡単に言えば、それが施行され、7月からは促進区域に向けての指定ですね、その中で能代、三種、男鹿市含む4地区が

指定されているという説明でありました。

この説明会のスケジュールからいきますと、促進区域の指定、公募事業者選定を経て、2022年度から工事を開始して、4年後の2026年度の後半には運転を開始する予定という説明であります。

このまま黙っていても工事は進むんでしょうけれども、先ほども質問したとおり、町の役割というものは多面的に発生するのかなと私なりに考えております。

まず1つ目ですけれども、一番心配されていることは、やっぱり町民の環境への不安ですよね。これは、先ほど町長に答弁していただいたとおり、まずその不安を丁寧に解消すること。これはやっぱり地元自治体として大きな役割があるのかなと思っております。

少なくとも、先日の説明会での事業者の説明では、我々、納得するような丁寧な説明とは言えない。単なる数字並べだけで、決して、それでいいですねという話にはならない説明会だったと思っております。これはやっぱり地元自治体の役割かなと思います。どうかその辺、ひとつ十分に考えて、今後のことを対応して行ってほしいものだなと思っております。

もう一つが、町民へのメリットですよね。経済波及効果。この2点が主に重要な部分ではないのかなと思っております。

それでなんですが、さきの説明会では、出力が当初5,000キロワットから8,000ワット、8メガワットですね、それにまず大型するんだというその理由として、当然技術ができたからなんでしょうけれども、環境に配慮したためという説明がつけ加えられていました。なるほどなと思って聞いたんですけど、大型化することによって、では騒音がなくなるのかというと、台数は減るでしょうけれども、大きくなればなるほど、それなりの騒音はまた発生するのかなと素人考えで思って、帰ってきた次第であります。

でも、当日の説明を見ますと、全ての調査項目において、全部、基準の範囲内であるというような説明でした。誰も出席した人は、なるほどなと思った人はいないと思っております。私もその中の1人です。

そういったことも含めて、やっぱり地元の自治体が入って、そういう説明をちゃんと丁寧にやってくださいよ、みずからやりますよという体制をこれからつくっていく必要があるのではないかなと思っております。

そのためにも、質問の一番最後にあります、住民の説明会ですね、こういったものはやっぱり考えていないということですけども、これは今、聞く話ですと、浜口地区の連合自治会から多分そういった今話が、説明会をつくってくださいというような話が何か今話し合われていると伺っております。まだ町には来ていませんよね。

ということもありますので、やっぱりこれは真剣に、事業者が説明するだけではなくて、自治体として説明することをやっぱり考えてほしいと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えいたします。

説明会の設置の件なんですけれども、町で設置しても、やはりそういう事業者だとか、そういうところの受け売りしか多分できないと思うんです。

ですから、細かい話であれば、やはりその当事者というか、そういう人方の説明、そのサポートを町筋がすることは可能かなとは思っていますけれども、町が主体的に説明をしたりしても、そういう細かい説明の部分では、どうしてもそういう専門の企業、業者、事業者、そういうところに説明をいただかないと、説明し切れない部分が出てくると思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

9 番。

9 番 （ 成田光一 ）

先ほど言ったとおり、地元でそういうふうに通っているという、ちょっと話、聞こえてきていますので、いずれそのときは親身になって対応してほしいものだなと思います。

あとですね、2つ目の、町民のメリット、主に経済波及効果ですけれども、こういったことに対しては、町として、特になんかという感じで今、答弁を受けました。

やっぱり事業者さんが大手ですので、もちろん黙ってやっていたら、黙って工事は進むんでしようけれども、そうではなくて、地元で何とか、ある産業を使ってください。地元の産業、どういうのがこの工事に加わることができるのか。そういったことをやっぱりみんな関心を持っているはずなんです。そういったことが、これから、町主体でとってはまた、あれなんですけれども、やっぱり地元で何ができるのか、そういったことを、お互いに情報交換しながらやっていくための独自の協議会といいますか。さっき町長が言ったものは、国からの協議会だと思うんですけれども、それではなくて、町自体で、じゃこの事業を進めるために、どういうふうにしたら町に金を落とせるのかとか、経済的に効果があるのかとか、そういったことをやっぱり考えてみる価値は十分にあると思います。

地元の産業、いろいろあるはずですので、商工会に相談するとかでもいいと思います。そういったことを考えながら、地元の産業、何とかせつかくの機会ですので、進めるというふうなこと、考えはありませんでしょうか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えいたします。

当然、地元のそういう事業者等に恩恵があるような形で、どういう形があるのか、そういう商工会含めて、いろいろ意見交換をして、いろんな運動、要望をしていかなければいけないと思っております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

まだ事業そのものが漠然としていることは確かです、きのう、おとこの能代市議会でも同じような質問内容が出てましたけれども、さっきの説明ですと、さっき言ったとおり、2026年度後半からはもう運用するんだよという説明ですけれども、能代市さんでもちょっと質問などあった、新聞など見ますとわかるとおり。果たして、じゃあこの港をそれ利用するのやとか、そういった部分がまだ確定要素でないのかなと思っております。

能代港を整備してという話のようですけれども、それもまだこれからということのようですし、そういった部分というのは、事業者さんではまだ、どこまで、私たちもこの間、説明会でちょっと質問することができなかったんですけれどもね。そういったことがあるんだなというふうに、今回、能代さんの議会の質問を見て、感じました。

ここでもやっぱり、同じ、能代、三種、男鹿ということで、同時に進めていくわけですので、その辺のことはまだこれからなんですよ、やはりね。そういった説明というものは、この計画どおりというしか説明を受けていないんですか。どうなんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

議員お話しのとおり、まだ未確定な部分の様子が多々あるわけですが、今現在、新聞報道等にも出ていますように、国、県とあわせて関係機関が協議する場ということで、法定協議会というものが開催されている最中でございます。

その中で、今後また何回か協議会が開催される中で、協議が調べ、その上で、国で測定区域の、第三者機関も交えてというような説明でありますけれども、促進区域を指定すると。それから今度、国で入札関係、入っていくと。事務的な流れとしては、そういうような計画なわけですが、法定協議会もスムーズに今後流れていくかどうかというのも、何回か、二、三回を最初は想定しているということでしたけれども、それが、3回のものが4回になるかもわかりません、内容によっては。

だから、もしかすれば若干なりとも、そういう手続の関係とかもあると思いますので、おくれることもあるのかなと、私は個人的には思っているところでございます。

ただ、新聞報道でもありましたように、能代港の関係もあると思いますので、そういうようなことも関係してくることは確かに今後出てくると思いますので。

いつからというのは、ちょっと今、業者さんたちはそれぞれ想定している

と思いますけれども、それはずれることはあり得るのかなと思っており
ます。

議 長 （ 金子芳継 ）

9 番。

9 番 （ 成田光一 ）

どうもそういう感じがしましたので、今あえて質問させてもらいました。

住民の方、我々住民というのは、不安がやっぱり先に立つわけでした、その工事についても、ではいつからやるのかということも、どんどん、新聞を見ると情報が出てきます。やると言ったものが、後にまた延びるのではないかという、それもまた一つの不安。では、いつできるのかということになってくると思います。

それと、そういった環境の問題も含めて、では、まるっきり、今のそのアセスの説明会であといいのかということ、誰もいいとは思っていませんし、では、いつあるのといったときに、あと次はあんまりないような言い方をしていたものですから。やっぱり、住民としての説明会、必要なのかなというのは。当然、住民としては、町が、自治体が頼りになるわけなんですね。国相手、その事業所さん相手の質問というのは、では我々どこにやればいいんですかという話になってしまうわけですので。

その協議会があるという町長の説明ですので、やっぱり町に話をするしかないわけなんですよ。

そういった町民の心情になったときに、説明会、あるいは独自の協議会、そういったものがやっぱりあるべきかなと思います。これは自然のやっぱり流れだと思いますので、どうかひとつその辺真剣に考えてほしいなと思いました。

もちろん、さっき町長の言ったとおり、町民みずからその勉強会を開く。それが一番の大事なことだと思います。

私的には、反対のための勉強会でなくて、何とかしてこの洋上風力というものを設置していくための勉強会になってほしいなと個人的には思いますけれども、それぞれやっぱり反対意見のある方は、それはそれとして、皆さん一緒に共有しながら、では、どうすれば前に進めるのかということをやっぱり勉強しながらやるためにも、そういった勉強会をしながら、自治体として丁寧に対応していくということが一番大事だと思います。

その上で、いかにして地元利益を上げるか。この2つが本当に大事な事業になっていくのではないかなと思いますので。

まだまだ先の話のようではありますが、進んでしまうと、あっという間に風車はもう海の上に立ってしまいます。それからでなくてもいいです。その前に何とか皆さんと一緒に、町民と一緒に、町と一緒に話し合いができる状況づくりをつくっていくことが、そういった反対の方にも納得していただける。そういうことになるとと思いますので、どうかひとつ町長、その辺真剣に考えてほしいと思います。

そのためにもですね、先ほど、先進地視察、考えていないということなんです、やっぱり町長みずからが必要とするものかどうか、我が身で見た上で、これはやっぱり本当にこの町にとって大事なものだということであれば、町民に訴えることができるはずですし、黙っていても事業は進んでいくわけですけれども、では、できました。では、これどうしますかではなくて、町長、もうちょっと、やっぱりその辺気合を入れて、金がかかるでしょうけれども、やっぱり誰かがこれを、町の1人、トップとしてリーダーシップをとってもらわないと、町民に対しての説得、説明もできないと思います。その辺、どう考えますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、能代の市長さんたちは現地というか、先進地の視察をしたわけがありますけれども、港を持って、そういう整備、そういうところをしていかなければいけない自治体であれば、やはりそういうことは必要かなと思うんですが、ちょっと三種町の沖のほうにやるというところであれば、いろんな情報は多分入ると思うので、その景観だとか、そういう部分のことも、今はいろんな技術もありますので、現場を見なくても、そのあたりはわかるのかなという部分も正直感じております。

要するに、先進地というのと、恐らく北欧のほうになると思うので、そういう部分での費用面だとか、そういうのも含めて必要ないのかなという個人的な考えではあります。

この先、いろんな事情があると思いますので、もし事情が変わればまた、現地の視察ということも考えなければいけないかもしれませんが、現時点ではまず、そういう考えだということでありまして。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

わかりました。

やっぱり町長、リーダーシップをとってもらわないことには、この事業、黙っていても進むことは間違いないんでしょうけれども、やっぱりその辺十分に勉強してほしいという、町民の1人として思いますので、あえて言わせていただきました。

この後も先頭に立って、この事業、せっかくこういう国の事業ですので、せっかくのチャンスだと捉えて、どうかひとつ前に進めるように頑張って、町長のほうで勉強してもらいたいし、我々も、私もまた勉強させてもらいますので、ひとつこの後もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

9番、成田光一議員の一般質問を終わります。

次に、2番平賀真議員の一般質問を許します。2番、平賀真議員。

2番 (平賀 真)

それでは私から、さきに通告しております次の2点について、質問を行います。

1点目でございます。

高校卒業者の動向をお伺いいたします。

町では、近年の高校卒業者の動向（就職先、進学先等）をどの程度把握されているのか。また、来春高校を卒業される方で地元企業に就職内定した方は何人いるのかをお伺いいたします。

また、雇用対策推進事業のこれまでの実績をお伺いいたします。

町内からの通勤圏にある企業の求人状況を把握しているのかも伺いいたします。

また、大学卒業生への地元回帰の働きかけの実態をお伺いいたします。

2点目でございます。

広域連携の展望をお伺いいたします。

能代市、山本郡の今後の連携のあり方と展望をお伺いいたします。

これまで市町村圏組合を組織し、消防、ごみ処理、福祉関係事業を行ってきましたが、まだまだ市町で連携して行動すべき事業があるのではないのでしょうか。市長及び3町長の間ではどのような話し合いがなされているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長 (金子芳継)

2番、平賀真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、平賀真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「高校卒業者の動向は」についてお答えいたします。

「高校卒業者の就職先等の把握」についてであります。能代山本管内の高校に通学する高校生の就職・進学状況は、ハローワーク能代の資料により把握しております。なお、個別の就職・進学先については、町では把握しておりません。

また、能代山本管内の来春高校卒業予定者のうち、10月末現在での就職希望者が186名で、うち就職内定者が161名、内定率が86.6%となっております。そのうち、能代山本管内への就職内定者数は64名で、内定者における能代山本管内の就職割合は39.8%となっております。

次に、「地域雇用創出推進事業の実績」でございますが、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、平成22年度から事業をスタートしておりますが、平成30年度までの事業実績は665件、3億2,969万円の補助金交付実績となっております。

また、事業メニューの中の新規雇用奨励事業の事業実績は、平成30年度までで176件、5,121万円、232人の新規雇用実績となっております。

次に、「通勤圏内の求人情報の把握」でございますが、各地域の求人情報は、各ハローワークのホームページで確認できるため、必要に応じ情報を収集しております。

また、新規高卒者の求職・就職状況は、秋田労働局のホームページで全県の管内ごとに毎月公表されております。なお、個別の企業の求人情報は、該当するハローワークで照会をしていただいております。

次に、「大学卒業者への働きかけ」でございますが、町では、卒業学生等への支援対策事業としては、資格取得支援事業や奨学金返還助成事業などを行っているほか、町のホームページでは就職等情報として、県やハローワークなど関係団体の最新のデータを掲示しているのが実態であります。

また、秋田県では、大学等を卒業する学生向けに県内就職支援として、スマートフォンアプリによる就職支援情報の提供、奨学金返還助成制度、秋田県版就活情報サイトの開設などの取り組みを行っております。

続きまして、「広域連携の展望は」についてお答えいたします。

能代山本地域は、通勤、通学、通院、買い物等で一体的な生活圏を形成していることから、能代山本広域市町村圏組合を設置し、消防・救急、ごみ処理、し尿処理等の事務を共同処理するなど、広域的に取り組んでまいりました。

そのような中で、首都圏への若年層の流出、出生率の低下などにより急速に人口減少が進行しており、地域社会に及ぼす影響もさらに厳しさを増している状況であります。

このようなことから、能代山本地域では人口流出を食いとめ、定住促進と活性化を図ることを目的として、「能代山本定住自立圏共生ビジョン」を策定し、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点に立ち、医療、福祉、産業振興、地域公共交通などの分野ごとに事業を推進し取り組んでおります。

また、各市町の首長との間では、今後の人口減少、少子高齢化社会を見据え、能代山本地域がそれぞれの魅力や特性を生かしながら、これまで以上に連携、協力し、能代山本地域全体での移住・定住につながる取り組みを進める必要性を確認しているところでございます。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀真議員の再質問を許します。2番。

2番（平賀真）

それでは、1点目の質問の再質問をさせていただきます。

るるご説明いただきましたが、実際のところ、能代山本、よくテレビで有

効求人倍率とか統計が出ますけれども、要は企業で求人をして、言ってみれば人が集まらないとかというふうな報道が昨今は特に流れています。

ということで、実際のところ、町内の企業で求人しても人が集まらなくて、会社の事業そのものが成り立たないというふうな、そういった事業形態のところは町では把握していらっしゃるでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

全部の企業については、ちょっと把握してはございませんが、毎年、企業訪問を実施しておりまして、そこでやっぱり出てくるのが、応募しても応募に来てくれないと、そういう声がたくさん聞かれております。やはり従業員集めには大変苦慮しているようでございます。

議 長 (金子芳継)

2 番。

2 番 (平賀 真)

職種にもよるかと思います。当然、公務員や教職の場合は、試験をするほどの募集があるということはもう十分でございますけれども、やはり介護事業や建設業等、中には森岳町内でも建設業をおやめになった企業があるやに聞いております。

ということで、先ほど雇用対策推進事業のほう、大変実績も上げられて、すばらしい事業だと思っておりますけれども、このほかに、言ってみれば、そういった人が集まりにくいといいたいまいしょうか、応募が少ない企業に町単独で助成することは厳しいかとは思いますが、やはりこの緊急雇用の補助金に対しても、新卒で1人3万円が12カ月で頭打ちということもございませぬ。この補助金が直接企業に行くわけですので、その働いている方にはどういった形で給料の中に入っているかは、それはそれぞれの企業に委ねられていることかと思っておりますけれども。

町でですね、そういった、企業に対する今後独自の補助制度といいたいまいしょうか、そういったものは考えられないものなのか。1年で頭打ちではなくて、逆に新卒、そういった厳しい企業で頑張って、1年目のほか2年目、きちんと勤めた方にはそれなりの賞与といいたいまいしょうか、そういったことも今後、若い人の働く意欲を引き起こすためにも必要ではないかと思いますが、その点の考え等はあるまいでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

いずれ、新規雇用奨励事業で企業にはそれなりに、従業員1人当たり3万円等々の補助金が出ておるわけでございますので、町としては、それが募集

者の従業員のほうに反映されることがベストだなどは考えております。

改めて補助のメニューを、内容を拡充するということにつきましては、今後ほかの団体等の状況を見て検討させていただきたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

これまで広域の中でも、企業誘致という文言がよく出てきますが、県内の中でも、関東、関西方面からの大企業の出先といいましょうか、下請的な工場は能代山本地区にはなかなか出てきていただけないような状況であります。

先ほど、第1の質問の中で、通勤圏と申しましたけれども、通勤圏というものは、あえて能代山本地区ではなくても、秋田市、北でいくと大館、中には町内で家を建てて、鹿角まで毎日通勤している方もいらっしゃるようになっております。

そういった、要はこの町に住民票を置いて、日帰り通っているところに対する、大変難儀をしながらも、この町に在住をして頑張っている人もおられるわけでございます。当然、会社からは通勤手当も出ているかと思えますけれども、やはり中には頭打ちの企業があるやに聞いております。

そういった動向とかは、町では把握していらっしゃるでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えします。

そこまでは、ちょっと動向まで把握はしてございません。

ただ、先ほど町長答弁でも申しましたが、いずれ通勤圏内、秋田、それから大館等でございますが、そこら辺の求人情報はホームページで確認はできておりますので、必要に応じて情報収集をいたしまして、ホームページに掲示するとか、そこら辺もまた検討してまいりたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

やはり、町内の出身者が高校卒業もしくは大学を卒業して、この三種町内に居を構え、実家でもいいです。要は住民票があつて、そこから仕事に行つて、そして町民税を納めるという形が、この町が持続していく最大のあれだと思います。

当然町内には、能代市から通われている方もいらっしゃるかと思えますけれども、そういった地元にいる方々に少しでも恩恵が行くような形で、もしこの通勤手当等、よく高校生には通学の補助という話題も出るわけですが、そういった方々に対する給料体系等も、もしどこかで確認する機会があつて、もし励みになるような制度が打ち出せるようなものでしたら、検討

していただければと思います。

なお先般、北羽新聞ですか、その複眼鏡というコラムのところで、幸福度ランキングの全国最下位という記事が出て、当然町長もごらんになったかと思いますが。幸福度ランキング、定住意欲度ランキングは全国最下位、また愛着度が45位、そして逆に悩める住民が多い県としては第1位、そして、ここには書いていませんでしたが、人口減少率、少子高齢化率も全国でもトップクラスでございます。

その中の、25市町村の中の三種町、広域の連携は後ほど問いますけれども、なかなか数字的に厳しいものがございます。

町長として、この町の若い人方を、こういった幸福度ランキングに打ち勝つぐらいの施策を打ち出しながら、安全・安心して子育てができるまちづくりが本当に喫緊の課題だと思います。

もし、こういった若い人方の就職に対する、もし町長の今後の思い等がございましたら、お聞かせいただければと思います。

議長 長（金子芳継）

町長。

町長 長（田川政幸）

お答えいたします。

確かに、若い人たちには一人でも多く地元に残って、生活拠点を持って、意欲的に働いていただきたいというのは当然でございます。そのためには、やはり、いろんな職種がありますけれども、そういう地元の方々が望む職種をしっかりとマッチさせるといのが大事な事かなと思っておりますし、それに加えて、やはりそういう子育てする人方を含めて、若い人たちが住みやすい住環境も整えていくというのも必要な事かなと思っております。

これからいろんな課題がありますけれども、それにもしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

どうぞ、さまざまな情報を得ながら、喫緊の課題だと思いますので、担当課ともご相談しながら頑張っていただければと思います。

次に、広域連携の展望のことを再質問させていただきます。

能代山本定住自立圏の共生ビジョンというものが平成28年3月に、能代山本地区から選ばれた方々によって発行されております。毎年3月に変更といたしまししょうか、骨子は変わっておりませんが、数字的なものが書き添えられている資料がございます。

この中で、少し一読して、若干気になったのはですね、圏域マネジメント能力の強化にかかわる政策分野ということで、もう既にやってから4年がたっているわけですが、職員の広域連携職員の研修という項目がございますが、この実態をお聞かせいただければと思います。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 答えいたします。

この共生ビジョンの中に、今ご指摘の分野、入っておるわけですが、今の現状では特別、広域の中での職員研修というものはやっていないところですが、ただ各業務の担当の方が、分野ごとに分科会というものを開催したりして、その中で連携等の話し合いをしているところでございます。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

今後の具体的な取り組みの中に明記されておりますので、残り1年、2年ですか、また見直しの前に恐らくこういった研修が含まれてくるかと思っておりますので、担当課としては、町内に持っている財産なり、いろいろなものをきちんと研ぎ澄ませながら、広域の連携の場に臨んでいただければと思っております。

また先般、観光に関する広域観光の推進ということで、そういった事業が発足しておりますが、新聞等を見ましても、まだその実績等が出ていないように見受けられますが、現在この広域全体でのあきた白神広域観光推進の実態、もしわかる範囲で、現在の状況を教えていただければと思っております。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 答えいたします。

広域観光DMOということで、ことし、本年の4月1日に、あきた白神ツーリズムということで新たなDMOが発足してございます。

今現在の動きではございますが、情報発信の強化ということで、今はホームページの作成、それから対象がインバウンドということもございまして、外国語でのホームページの作成とか、今そういうところを盛んにやっているところでございます。

実際に、インバウンド向けの商品化等をこれから進めていくということになると思っておりますので、現実的に、具体的に動き出していくのは来年度以降になるのかなと考えております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

来年度といっても、あと数カ月でございます。

インバウンドということは当然、通訳等、各温泉で受け入れ体制というのも平行して進めて、企画書ができてからというよりも、もう既に具体的な動

きが出ているかと思しますので、それに対応する形で、町としても、この形にくみしている以上は、当然その方向で準備を進めていかなければと思っておりますが、現在、町の観光協会も含めて、言ってみれば、観光に従事する企業、会社といいたしめようか、そういったところでインバウンドに対する対応等はもうできつつあるのか。町独自では、どういう対応になっているのか。もしお考えがあるようでしたら、お伺いいたしたいと思ひます。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

町内のインバウンド対策といひますか、受け入れ体制ですが、実際のところは、まだほとんど進んでいないのが現状でございます。

今、あきた白神ツーリズム広域DMOで、講演会をやったり、そういう、これからの事業者のあるべき姿ということで、いろいろ講演等を行っておりますので、そこら辺に關係の事業者さんに参加していただいて、これからの自分たちの役割といひますか、そこら辺を今、認識してもらっていつているところでございます。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

広域の連携とは、別に将来的に広域で合併ということではございません。逆に、広域を組みながら、1市3町の個々の宝物を磨いていく、切磋琢磨する意味で、いいバランスを今後とっていけるかと思ひます。

しかしながら、各市町によって、それぞれの持っている財産、宝物も違ひますので、対する政策というものも違ひが出てくるかと思ひます。しかしながら、お互いライバル心を持つのはいいんですが、お互い奪い合うようなものではなくて、俗に言う共存共有という言葉がござひますが、お互いが認め合ひながら、お互いが高め合ひていく。観光事業でいひますと、今DMOで盛んに検討していることは、能代山本一帯で、いろいろなイベントがあるものを、横のつながり、点と点ではなくて、いろいろな動きを今、模索しているやに聞いております。

当然それぞれのところでは素晴らしい景色があり、素晴らしい文化があり、素晴らしい伝統行事があると思ひます。

そういったものを、どうぞ三種町としては、その場に遠慮なく発信をして、それを圏域の宝として認められるように、この資料を見ましても、具体的に観光地からイベントを全部きちんと把握してある資料でござひますけれども、ただこれが、県の指導で型にはめたようなビジョンに何となく見えてしまうのは、まだこれからだと思ひますけれども、それが実際に絵となって、映像となって動き出すような形で、担当課として大いに力を発揮していただければと思ひます。

もし今後の意気込みがございましたら、お聞かせいただければと思います。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（金子孝）

お答えいたします。

今、議員からいろいろご提言もあったわけですが、広域の定住自立圏関係につきましては、定期的に検討会等も行われているところでございますので、いろいろ各市町によって連携できる部分、できない部分、あると思いますけれども、その辺も十分お互いに情報共有も図りながら、取り組めるものについては連携しながらというようなことで、十分、町の考えも話しながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）

うちの分野といたしましては、まず観光の部分がございしますが、いずれ広域連携のDMOができたことによりまして、町としても大変期待はしているところでございます。

いずれ、各市町で観光客を奪い合うのではなく、この圏域で周遊をしてもらって、この圏域に泊まっていたら、お金を落としてもらおうと。そういう方向に進めていければ、そのためにもやっぱり市町の連携は必要だなというふうに感じております。

それからもう一つ、企業誘致でございしますが、これにつきましても、やはり単独の企業誘致というものは限界があると思っておりますので、これからも広域、定住自立構想に基づきまして、企業誘致につきましても、郡市連携とした取り組みで進めていきたいと考えております。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

それぞれ担当課長からは、今後にかける思いをお聞かせいただきました。ありがとうございました。

やはり企業誘致といえども、企業もそう言うほどの、会社でございします。営利団体でございしますので、誘致に応じて、こちらに企業が来たんだけれども、実際ふたあけて、募集したら従業員が集まらなかったと。そういう当然、来る前に企業というものはもうリサーチをして、十分把握して、この地域は無理だということがないような形ですね。それで、私、さっきから卒業生の動向とかというものを、募集とミスマッチがないような形でというところなんですけど、ただただ企業というのも、近年に入ってから、自動車関係が横手市とか秋田市のほうには来ているようですけれども、どうしても北のほうにはなかなかおいでいただけないというか、そういった実態でございま

すので。

どうか中断なくといいましょうか、休む間もなく、いろんな情報を収集しながら、どうぞ、それぞれ担当課から町長には十分に情報を伝えながら、判断を仰いで、この町の発展につなげられるような形で今後の行政の運営をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

もし町長も、企業誘致に関する思ひ等というか、これからの、いま一度、企業誘致と若い世代の就職に関する思ひがございましたらお聞かせください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えいたします。

いろんなご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

本当に企業誘致、今、若い人方が定着するためには、そういう雇用の場は当然必要であります。

今、能代のほうにも工業団地がございますので、やはりそういうところを有効的に使うためにも、そのためにはやっぱり労働力をしっかりこの地元で確保しなければいけないと。そのためには、やはりそういう定住、そういうところ、若者対策、そういうのはみんな関連してくるんだと思ひます。

そういうところはしっかり広域で連携して、この圏域にそういう労働力が残るような施策を、やはり能代、八峰、藤里さんとしっかり連携を取りながらやっていかなければいけないと思ひております。

また、観光も、やはり今は単独で、インバウンドを含めて、外国語対応だとか、そういうことはなかなか、今いろんなアプリだとか、そういう機械に頼る部分がありますけれども、やはりそれを使うものも人でございますので、そういう人材育成も含めて、観光DMOでしっかり対応してくれるという話も聞いております。それに、各自治体のいろんな、そういう魅力をここに集めて、しっかりそれを共有しながら使っていくということが、これからの能代山本のあり方なんでないかなと。このように思ひておりますので。

引き続き、各自治体としっかり連携を取りながら頑張っていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。(「終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

一般質問を終わります。

3時15分まで休憩します。

午後3時06分 休 憩

午後3時16分 再 開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番、大澤和雄議員の一般質問を許します。10番、大澤和雄議員。

10番（大澤和雄）

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、公立・公的病院の再編・統合についてであります。

厚生労働省は、9月26日、全国の公立・公的病院の424病院を再編・統合を進めると公表いたしました。秋田県では5病院が対象となり、その一つに能代市にある地域医療機能推進機構秋田病院が対象となり、公表されました。厚生労働省では、がんや心疾患、救急などの診療実績が少なく、しかも車で20分以内の近隣に機能を代替できる病院があるなどの基準で判断したということであり、しかし、こうした一律の基準で判断したのでは、地域住民の健康にかかわることであり、交通機関の不足、高齢化の進行など、地域の実情を無視したやり方であるとの批判が続出しております。

秋田病院は、昭和20年に創立して以来、能代市、山本郡において地域医療、保健、福祉に貢献してきた中心的存在とも言える医療機関であります。現在、病床数167床、1日の外来平均患者数410名、職員数390名ほどとなっております。地域と連携し、地域医療、保健、福祉に貢献しております。こうした医療機関が安易に統合、廃止されれば、三種町民にとってもいつでも安全・安心な質の高い医療を受けられるか懸念されるものであります。

秋田県の将来推計人口は、総人口は減少していくものの、2025年までの推計では65歳以上の人口は増加するとともに患者推計も増加するものとなっております。こうした高齢化に伴う患者数の増加と地方の深刻な医療事情を把握しないまま一方的な再編・統合は行わないよう関係機関と連携して国や県に働きかけていくべきと考えるものであります。これらの対応について伺いたいと思います。

次の2点目であります。

三種町地域防災計画の再検討、強化についてであります。

近年では地球温暖化が進展する中で毎年のように全国各地で台風や前線などによる豪雨が発生し、甚大な災害が発生しております。

本町では台風19号による被害報告はなかったとのことでありますけれども、消防庁情報11月6日現在の台風19号、21号に伴う人的、物的被害は、全国で亡くなった方95名、負傷者470名、住家被害では全壊1,767棟、半壊6,505棟、一部破損8,998棟、床上浸水3万3,237棟、床下浸水3万6,596棟となっております。

また、台風15号では、千葉県で最大瞬間風速57.5メートルにより鉄塔や約2,000本の電柱の倒壊などにより、41市町村で70万戸が停電

する甚大な被害をもたらしております。このことによって、架線、電線類やこれらを支える柱体等の構造基準を見直すことにしたと言われております。

また、台風19号が直撃した神奈川県箱根町では1日の降雨量が日本観測史上最多の922.5ミリを記録し、総雨量は1,000ミリを超し、甚大な被害をもたらしております。

これらの現象は、温暖化の影響により、一般には日本付近へ来ると衰弱して温帯低気圧になっていくというタイプが多かったのに対して、衰弱しないまま日本付近へ来たり、逆に強まるものもあり、その影響により被害が大きくなっていると考えられております。

さらに、この温暖化により大気大循環が変わって、低気圧あるいは高気圧が移動せず停滞する、いわゆるブロッキングがふえ、去年の西日本豪雨のように間欠的な豪雨が5日も続いたと言われております。

こうした今までにない異常気象により激甚化する自然災害に対応するため、三種町地域防災計画の再検討、強化を図り、住民の生命、身体及び財産の保護に努めなければならないと考えるところであります。これらについての今後の対応について伺いたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公立・公的病院の再編・統合についてお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上になる2025年度へ向けた地域医療構想を国が進める中、今回の厚生労働省の発表に関しては、唐突なものであり、実名を公表された全国の公立・公的病院を抱える自治体などから多くの批判が出ていることは議員ご指摘のとおりです。

国では、今回の発表は集中的な医療が必要な急性期病床について可視化したものであり、地域の実情は考慮されておらず、今後はそれぞれ地域の実情を入れて議論してほしいとしております。また、医療機関の統廃合を求めるものではないと強調しております。

9月に公表されました秋田県の5病院の1つであります地域医療機能推進機構秋田病院については、能代市山本郡圏域で急性期医療を提供する医療機関であり、また地域の小児医療から高齢者医療まで支える地域のかなめとして重要な医療機関であると認識しております。

今回の公表については、全国町村会を含む地方3団体が国への意見書において「地域医療のあり方は地域医療構想調整会議において進められるべきものであり、国が再編・統合を押しつけるべきものであってはならない」としており、私も同様の考えでございます。

今後は、将来の地域医療のあり方について、県の地域医療構想調整会議で

県や医療機関など関係者間で丁寧な協議検討を行いながら、次世代の医療体制はどうあるべきか、医療の質の確保や医療資源の最適配分を図るにはどうするか、地域の実情に沿った議論を進めていかなければならないものと考えております。

続きまして、地域防災計画の再検討、強化についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、三種町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく、本町における災害対策に係る総合的な計画であり、町、県、指定公共機関等の防災関係者がその有する全ての機能を有効に発揮して、町内における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としております。

議員のおっしゃるとおり、近年の異常気象による災害は各地に甚大な被害をもたらしており、いつ本町も激甚災害に見舞われるかもしれず、その対応準備を怠ることはできません。

「みずからの命はみずからが守る」という意識の徹底や地域の災害リスク、またみずからとるべき避難行動等について、日ごろからの住民への周知が重要であり、行政主導のソフト対策のみでは限界があると思われま。住民一人一人がみずから行う防災活動や地域の防災力向上のための自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民全体の取り組みを支援、強化することにより、地域全体としての防災意識の向上を図っていかねばならないと考えております。

県では来年3月の防災会議を経て地域防災計画の内容修正及び対策強化を図るとしておりますので、本町の地域防災計画につきましても県地域防災計画との整合性を図りながら、今後町民の皆様や関係団体のご理解、ご協力をいただきながら再検討、強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番（大澤和雄）

まず、公立・公的病院の再編・統合について、町長も全国町村会において、この存続というか、押しつけするものではないということをお願いしていたので、私もそのとおりだと思います。ぜひともそうした観点に立って、本当に能代、山本郡地域、また三種町民にとってもなくてはならない、167床の大きな病院ですので、簡単にこれをなくされては本当に大変だと思いますので、ぜひともそうした立場に立っていろいろなところで頑張っていたきたいと思います。

ますます、私も壇上でも言いましたけれども、65歳以上、年齢を重ねるたびにやはりどうしても病院に行く数がふえるんですよ、どうしても。そういう意味からして、特に厚生医療センター、JAの病院もありますけれども、交通の便からいくとJCHO秋田病院が駅に近いということもあって、

結構電車を利用して行かれる方も三種町でもおるようなんです。この地域にとっても大変重要な医療の拠点でありますので、ぜひとも存続に向けていろいろところでそうした発信していただければと思います。

私自身もこの1年数えてみると、内科、眼科、歯科、皮膚科、形成外科、それに健康診断と、本当に1年中病院にかかっているような状況なので、それは地域に安心してそういう行く病院があるということで、我々も何とか健康でいられるということで、このJCHO秋田病院においてもこの存在というのは非常に大きいものがあると思っております。

特に、私も初めて事務局の方から言われて知ったんですけども、特にここでは病児保育というのを実施しているんですよ。私もインターネットで調べてみたんですけども、病気になり、治療までは必要としないが、集団生活が困難で、安静などの確保が必要な場合、あるいは保護者の勤務都合、傷病、介護、事故などを含めてやむを得ない事情により家庭や保育所で看護、保育ができない状況にあること、そうした状況の生後9週から小学校6年生までの児童を対象にお預かりするとか、こういうことをやっておりますので、非常にこれは、こうした独特の体制も整えながら頑張っておられる病院ですので、地域にとってはなくてはならない病院だと思っておりますので、ぜひとも町長もそうした観点に立って頑張っていただきたいと思っております。

1番目についてはこれで終わります。

次に、三種町地域防災計画の再検討、強化、町長も県の防災会議の見直しとともに再検討していかなければならないということなんですけれども、特にことしの15号、19号、そして21号の台風、日本海側に来なかったのが幸いなんですけれども、これが日本海側に来たら本当に大変なことになっていたのだろうなと思っております。

今ようやく15号、19号、21号がどういう状況であったのか、そういう報告が千葉県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、こういったところからようやく今、どういう状況であったのかということがいろいろところで報告されているんですけども、我々の想像を絶するような状況だったんだなと、つくづくこの報告を私も見ております。

特に、三種町の計画にもいわゆるハザードマップや住民への指示等々書いてあるんですけども、今回の台風ではこのハザードマップどおりに浸水したところと、ハザードマップを超えて床上浸水まで来たというところもあって、そういうところも激甚災害というものに対して見直さなければならないのではないかなと思っております。その辺はどのように考えておられるのか伺いたいんですけども。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（高橋泉）

課長 お答えいたします。

議員ご承知のとおり、町の浸水のマップについては、ことしの3月でした

か、全戸配布しております。あれにつきましては、県で最新の降水量の多いやつで数値を出したやつでうちのほうではやっていますので、現状では一番降った場合の防災マップとなっております。

町長も答弁したとおり、この後町の地域防災計画も検討する予定がありますので、そちらも修正しながら直していきたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

わかりました。

それで、今回被災されたところの大きな問題として、全国的な問題でもあるんですけども、土木担当及び農林水産業担当の地方公務員、職員が全体の4分の1あるいは3分の1に、合併も含めてそういうふうには減少しているということで、対応し切れないという部分が非常にあったということを聞いております。そういう関係からして、三種町においても、地域防災計画、非常によくこれだけ網羅して作成したなと思うんですけども、果たしてこれに今の職員数で対応できるのかということ非常に難しい面もあるのかなと思うんですけども、そういった体制は大丈夫なのかどうか伺いたいですけれども。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (高橋 泉)

課長 お答えいたします。

防災計画の対応につきましては、現状の職員で、どういう災害が来るかわかりませんが、現状の職員で対応してまいりたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

わかりました。いずれ職員も合併前からすると大分減少して、対応は大変だと思っておりますけれども、今回の災害を見ましても、災害で移動時に亡くなられた方もおりますので、職員に対しても、対応しなければならぬんですけども、みずからの命の安全ということも、そういうことも十分配慮しながら対応していただきたいということを物すごく私は感じております。

それから、避難所、今回の被災で、被災された方の避難所の問題とか、避難した後のいろいろな問題が浮かび上がって、対応が非常に大変だったということで、いろいろな報告が出ているんですけども、この三種町でもここに防災計画に指定されている避難所、それが浸水するような箇所にあるところが、私の知っている範囲では、ここに載っているところで指定避難所として書いております久米岡の集会所、分館と書いているんですけども、そこはあの辺が洪水になると孤立して、あの部落から出られなくなるということで、ですからここは避難所として使えない、安戸六のほうに避難す

るということを私は聞いたことがあるんです。それからもう1カ所、山本のほうの達子の集会所、これは正式な名称は改善センターなんですけれども、あそこも今、三種川の改修がかなり進んで、増水はことしはなかったんですけども、あそこの集会所に行くずっと手前から浸水して、道路に水があふれて、あそこまで行けない状態になることもあったんですよ。だから、それも一つの避難所として置くというのは、これは見直す必要があるのではないかと思うんですけども、そういうところはどうか考えておられるのか伺いたいんですけども。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (高橋 泉)

課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、以前、久米岡の地区につきましては安戸六の集会所に避難したという例はあります。

今、議員おっしゃいましたとおり、今後見直しかけた際にもう一度検討しながら修正をかけたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

わかりました。いずれそういうところは、私は2カ所しか知らないんですけども、もしかしたらまだ町内にそういう避難所としてのあり方というのを見直さなければならぬ部分というのもあるかと思っておりますので、そうしたところを再度点検していただきたいと思っております。これは命にかかわることありますから。

それから、同じ避難所の生活環境の問題なんですけれども、地域防災計画には、防災行政無線、テレビ、ラジオの活用等による伝達手段、あるいは非常用電源の配置とその燃料の備蓄等も書かれているんですけども、非常用電源というのは、千葉県では何か半分以上も発電機を結局借り出さないで無駄に終わったということも聞いておりますけれども、三種町では非常用電源というのは公共施設だけなのか、あるいは被災した方にも非常用電源というものを用意されているのか、いわゆる発電機ですね、小型の、そういう意味を指しているのか、その辺伺いたいんですけども。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (高橋 泉)

課長 お答えいたします。

非常用の発電機につきましては、個人に貸与するやつは現状ではありません。数につきましても、今この場では言えないんですけども、町のほうで10台まではいってないと思ったんですが、常備しております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

何か千葉県では市町村でなくて県で貸し出すのを持っていて、それが実際には借り出さなかったということを聞いていますけれども、秋田県では貸し出すという準備はしているものなんでしょうか、その辺確認したいんですけども。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (高橋 泉)

課長 お答えいたします。

県でもたしかあったとは思っていますけれども、確認して答弁したいと思います。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

いずれその辺も臨機応変に県とタイアップして、対応できるような体制をつくっていただければなど、その辺確認していただきたいと思います。

それから、これも被災されたところでの報告の中で非常に問題となったのは、三種町もそうですけれども、避難所の一覧を見ると体育館、公民館、そういったところなんですけれども、冷たい床での雑魚寝だと、それが非常にこたえたということで、しかもプライバシーの配慮もない、専有スペースの狭さ、そしてまた、ここにも備蓄一覧にありますけれども、毛布なんかは備蓄されておるようですけれども、それも毛布1枚だと。

プライバシーの関係から、まずは雑魚寝というのは、何か世界的に、日本は畳文化で雑魚寝するのが当たり前のように考えておられるようなんですけれども、世界的にはそういう雑魚寝というような避難というのはまれだということなので、それでいわゆる段ボールベッドで対応していると。今回の被災されたところではすぐには来なかったんですけれども、そういう雑魚寝ではなくて、いわゆる段ボールベッドを用意して何とか対応したということが報告されているんですけれども。

段ボールベッドと、プライバシーを守るためのパーテーションというんですけれども、いわゆる仕切りですよね、段ボールによる仕切り、そういったものがこの防災計画の中には入っていないんですけれども、そういったことはお考えなのかどうか、激甚化した場合、当然避難した場合、長期にわたった場合、当然そういったものが私は必要だと思うんですけれども、その辺はこの備蓄の中に入っていないんですけれども、その辺の対応はどうか伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (高橋 泉)

課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃったのは今回の太平洋側で起きたような激甚災害の場合だと思っております。現在の備蓄につきましては、そのようなベッドとか仕切り、パーティションなんかの備蓄品は現在のところは準備しておりません。この後も、数的なこともあると思いますし、現在のところにつきましては毛布とか食べ物、水の備蓄だけを考えております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

段ボールベッドについては、幾ら備蓄しなさいということではなくて、地域にある段ボール会社と連携した形で、大体3日ぐらいで、そういうのを取り決めておくと3日ぐらいで1,000床ぐらいは入ってくるとか、そういう方法もあるということも報告されておりますので、そういったこともぜひとも視野に入れて対応していただければと思うんですけども、秋田県内あるいは近隣に段ボール会社があればそういうことも可能なのではないかと思うんですけども、そういったこともぜひとも検討していただきたいと思うんですけども、対応について伺いたいと思います。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（高橋 泉）

課長 お答えいたします。

今、議員ご指摘のありました件につきましては、町での備蓄品としてはちょっと考えられないと思いますけれども、業者と協議しながら今後検討してまいりたいと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

わかりました。

当然ながら見直さなければならぬと思うんですけども、資料編の中に主食及び副食品の調達一覧あるいは生活必需品調達一覧があるわけなんですけれども、これかなり見直さなければならぬのではないかなど。つまり調達する業者さんというか、商店が廃業して、ないと。そういうのもかなりここに載っているんですよ、寂しい限りなんですけどね。ですから、これは相当、これも現実にとどのぐらいのものが、町内からどのぐらい調達できるのか、これはかなりもう一度見直さなければいけないものではないかなど思っております。私が見た限りでも本当に寂しい限り、この商店もない、この企業もないというのがかなりあるんですよ。これはやはり大幅に見直して、それなりの対応、どういう対応ができるのか、かなり詰めてやっていかなければならないと思うんですけども、その辺はどう考えておられるのか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（高橋 泉）

課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、防災計画ができた段階で、1カ月ぐらいいして廃業するお店なんかもあると思います。今、資料編のお話あったんですが、個人名称なんかも入っている方もおりますし、町の職員であっても異動でかわる方もおります。そういうやつの修正なんかもその都度やっているわけじゃありませんので、今回の修正かけた段階では、現在の直ったところについては全て修正をかけていきたいと考えております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

ぜひとも見直して、実際ないお店なんかもかなりここに掲載されているんですよ。ですからぜひとも、実際町内の商店の方々からどれだけのものが調達できるのか、確保できるのか、これは大幅に見直して、きちんとした計画を立てていかなければならないと思っております。その辺はきちんと対応できるような形で修正なりしていただきたいと思っております。

最後なんですけれども、一つ確認したいんですけれども、今、三種町の三種川の河川改修、一生懸命頑張っておられて、宮橋もかなり高く完成しつつあって、まず我々も実際に水害もかなり、床上浸水とかもかなり減ってきたので、よかったなと思うんですけれども、ただ今回の15号、19号、堤防の壊れるのが、実際にこの7つの県で、これは19号についてかな、71河川130カ所で堤防が決壊したわけなんですけれども、堤防の工法について、ネットで調べた限りでは非常に本当は決壊した箇所がいっぱいあると、そういうことがかなり出ているんです。

堤防の工法が、2002年、旧建設省時代に築き上げた耐越水堤防工法をやめて、ダムに対する批判やいろいろなものがあって、耐越水工法をこのまま続ければ、ダム建設は必要ないという批判もかなり出て、結局国土交通省になったら耐越水堤防工法をやめたんですよ。それで、三種川の河川改修を見てみますと、国土交通省は今もって土による堤防が基本原則だと、それを崩さない。それが今回いろいろなところで堤防が決壊する原因になったと。しかもそれは今も変えようとしていないんですよ。それが今非常に問題になっているんです。

三種町の河川改修も耐越水堤防工法によらない方法だと思うんですけれども、その辺は私も一つ確認しておきたいんですけれども、耐越水堤防工法なのか、そうでないのか。そうでないとしたら、耐越水工法、土堤中心ではなくて、きちんとした耐越水工法というのが建設省時代に確立されておりますので、そうした工法に戻すべきではないかと、私はそう思っていますし、そういう議論が今かなり行われているので、ぜひともその辺は、今現在はどういう工法で堤防を改修しているのか、その辺ちょっと確認したいんですけれ

ども、よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今現在、三種川河川改修、床上緊急対策特別事業を5年度かけてやっていますけれども、とりあえずそちらの事業を優先するというので、堤防に関しては土堤、それだけで築堤をいたしております。この後、床上対策が終われば今度その後未改修の部分、それと土の堤防の箇所に関しましては護岸ブロックを張って整備していくものと思われま

す。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

そうすると土堤が基本で、今後耐越水堤防による方法はとらないということなんですか、とるということなんですか、その辺確認したいんですけども。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

この後また県とも詳しく協議しなければなりませんけれども、床上対策事業が終了後の計画に関しまして、まだ計画が決まっていないそうです、はっきり。それで、この間の情報によりますと山本建設部と本課の河川課のほうでは協議は済んだそうです。今月中に建設部から私ども三種町に今後の計画に関しまして報告にいらっしゃるといことになっております。その報告を受けた後で議員に詳しくご説明したいと思います。以上です。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

わかりました。

いずれこのことが今非常に問題になっているわけですよ。旧建設省で何度も研究を重ねて、すばらしい耐越水堤防、いわゆるフロンティア堤防、アーマー・レビーである鎧型堤防、要するに水があふれても、あふれた反対側のほうがえぐられたり、あるいは水がしみて、ただあふれるだけでなく、しみて決壊するとかいろいろな、今回の事例でいくと非常に堤防そのものが弱いと、そういうことが非常に言われているんですね。そういう中で、せっかく旧建設省が確立した耐越水堤防の工法をやめて、土堤一本で、国土交通省になってから一本でやっているようなんですけども、それが今回のいろいろなところで堤防が決壊した原因だと、一因だということをかなり批判されているんです。

ぜひともそうしたきちんとした堅牢な耐越水堤防に、三種川の河川改修も今後そうしたことを十分にこちらからもお願いしながら、せっかくだつた堤防でもすぐ決壊したら何もならないですから、その辺はきちんとそういうことを県なり国と、どういう工法で、本当に大丈夫なのか、そうしたことを確認しながら進めていっていただきたいと思っております。

以上、終わります。

議 長 (金子芳継)

大澤議員、先ほど質問された答弁がまだ保留されております。その答弁が県からまだ来なくて、できないんですけれども。(「いいです」の声あり)

今答弁させます。町民生活課長。

町民生活 (高橋 泉)

課長 お答えいたします。

県には165台あるそうです。それにつきましては、町に貸し出しはできますけれども、それをさらに個人に貸し出しできるかということ、まだ連絡が入っていないそうなので、後でよろしいでしょうか。(「はい、わかりました。終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、3番、伊藤千作議員の一般質問を許します。3番、伊藤千作議員。

3番 (伊藤千作)

それでは、一般質問を行います。

第1として、風力発電設置を規制する条例の制定することについてであります。

風力発電・風車建設のため、クロマツの保安林が伐採されてきています。保安林の目的は、飛砂の防備だけでなく、塩害や強風、津波対策など多様な機能を持っております。台風19号など想定を超えるような災害が発生していることを考えれば、沿岸部における保安林の役割は大きいと思います。

これまで、浜田地区の風車建設のため、海に向かって南北約70メートル、東西約30メートルずつ3カ所にわたり、風車1基目の始点から3基目の終点まで面積で約8,000平方メートルも伐採されております。県は「風車周辺にクロマツの植栽工事や緑化工事などが計画されていることから、保安林機能への影響が小さい」としておりますが、木が成長するには何十年もかかります。いつになったら伐採されたクロマツにかわる役割を果たすのか、非常に疑問であります。

メロンロードと銘打った農道は、海から近いところを通っております。農作業の車よりも、通勤、通院、通学の送迎や物流トラック、観光バスまで通る交通量の多い道路であります。津波対策を考えれば、少なくともクロマツにかわる構造物が必要ではないでしょうか。

先日の台風19号は、全国で河川氾濫など甚大な被害をもたらしました。地震、台風などによる大規模な自然災害が毎年のように全国で起きておりま

す。

クロマツの保安林は、先人が残してくれた貴重な公共財産であります。今は風力発電よりも防災と住民の安全が優先されるべきであります。県の許可ですが、町としてどう考え、対応、対策を考えているのでしょうか。風車を規制する条例制定が必要になってきているのではないのでしょうか。

静岡県富士宮市は、富士山観光と再エネ事業との調和に関する条例があります。条例の、風力発電では高さ10メートルを超えるものは市長の許可が必要とし、尾根線上あるいは丘陵地、高台での設置は避ける、重要な眺望地から見た場合、富士山などの稜線を遮らないようにするなどであります。

本町の風力発電は、町内で大型で23基以上、地上より高さ最高150メートル以上、乱立しております。国道からメロンロードに入ると大中小の風車が乱立し、通行するごとに息苦しい思いをしております。早急に風力発電を規制する条例を設定すべきであります。答弁を求めます。

次に、八竜風力発電所建てかえ計画に伴い、地域住民に対する騒音、健康被害等の住民アンケート調査を実施すべきだという件についてであります。

三種町大口の釜谷浜の海岸を中心に行っている八竜風力発電所の建てかえを今計画しております。現在の18基の風車を最大12基に集約する計画であります。現在の羽根の直径は1,500キロワットが77メートル、2,500キロワットが99.8メートル、これが計画では羽根の直径を最大136メートルまで大きくし、支柱も高くし、最高到達点は最大188メートルを見込んでおります。1基当たりの出力は3,000から4,200キロワットと約2倍に拡大する計画であります。

風力発電設備は、釜谷浜海水浴場から南へ60メートルにあり、視覚に圧迫感も強くなることも考えられ、サンドクラフトでの砂像と風車の景観との関連はどうなるのかの検討も必要になると思われます。

地域住民の中には、騒音がうるさくてストレスになる人や、健康被害を訴える人もいると聞いております。風車の騒音、低周波音、超低周波音による生活環境への影響は不覚性があり、個人差も大きく、原因も未解明部分も多いと言われておりますが、ふだん声を上げづらい住民の声をきちんと吸い上げ、実態をつかむためにも、住民アンケート調査を実施すべきだと思いますが、どう対応、対処するつもりでしょうか。

最後として、洋上風力発電についてであります。

秋田県北部洋上風力発電事業は、株式会社大林組、住友商事株式会社がそれぞれ総出力45万5,000キロワットあるいは54万キロワットの洋上風力発電所を設置するものであります。これらの事業計画に環境大臣の意見が出されております。幾つか取り上げていきたいと思っております。

事業実施想定区域は海岸から1.7キロメートル離隔を確保しているものの、沿岸部及びその周辺には多数の住居等が存在することから、供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されると思っております。

ちなみに、外国では海岸から10から20キロ離れております。

四方を海に囲まれた日本は、洋上風力に無限の可能性があるかに見える。しかし、海底が急に深くなる地形の特性上、事業者がコスト面で有利に展開できる遠浅の海域のほとんどは離岸距離が近いところに限られる、この有利な遠浅の水の深さは30メートル以内、国は洋上風車設置の条件の1番にこれを上げております。しかし、能代、三種、男鹿沖でこの条件に該当する沖合数キロ弱までの海域で、沿岸には多くの住民が暮らしております。そして、景観や健康などに関する問題の全ては、離岸距離1.7から3.4キロの狭い海域に超大型風車を建設しようとしております。

遠浅の海が100キロも続くイギリス沖で現在建設中の同規模の風車100基は沖合22キロという事実を見れば、能代、三種沖の計画の無謀さがわかるというものであります。

環境保全措置の検討については、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

あるいは、最新の知見の反映については、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水温、水中音の発生による海生生物への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分解明されていない点があることから、本事業の実施に当たって最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

風車の影にかかわる影響については、想定区域の近くには多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により風車の影による生活環境への影響を回避または極力低減すること。

鳥類に対する影響については、想定区域の周辺には重要野鳥生息地である八郎潟及び小友沼が存在しており、ガン、カモ類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより鳥類への影響を回避または極力低減すること。

海生生物に対する影響については、想定区域及びその周辺の一部は生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されており、本事業の実施により、藻場等に生息、生育する海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと、またその結果を踏まえ、工事中における水の濁り等による藻場等の海生生物

の生息、生育環境が懸念される場合は環境保全措置を講ずること。

景観に対する影響については、現地調査により主要な眺望の特性、利用状況等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込み角あるいは主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観の影響の回避または極力低減を行うこととしております。

最後に、町として景観条例の制定をすることについてであります。

魁新聞に「風車や太陽光パネルの設置規制、にかほ市景観条例制定へ」という記事が掲載されておりました。

景観法は、2004年に都市や農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するために制定され、第2条に景観に対する国の基本理念をうたっております。その第2条1項は「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることに鑑み、国民共通の資産として現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その設備及び保全を図らなければならない」としております。

これまでの陸上における風力発電の設置状況を踏まえると、地域住民が洋上風力発電によるさらなる景観悪化に対して不安や懸念を抱くのはもっともなことだと思います。当町もいま一度景観法の基本理念に立ち返り、町として景観条例の制定をしたらどうでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（金子芳継）

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、風力発電設置を規制する条例の制定についてお答えいたします。

1点目の津波対策を考えれば、少なくともクロマツにかわる構造物が必要ではないかについてでございますが、町の沿岸部にある保安林は主に飛砂防止を目的に指定されておりますが、議員ご指摘のとおり、そのほかにも多様な機能を持っているものと考えております。

伐採されたクロマツの後には機能を代替するための植栽が行われており、今後植生が定着することにより保安林の機能は維持されるものと考えておりますが、周辺の保安林は松くい虫の被害等でも立木数が減っておりますので、町としては計画的な植栽等によりこれまでの機能を維持できるよう県や関係機関へ働きかけてまいります。

2点目の風力発電設置を規制する条例を設定していくべきについてでございますが、規模の大きい風力発電設備については国の法律があることから、町で条例を制定することは考えておりません。しかしながら、小型風力の建設につきましては、法令の遵守や届け出等を盛り込んだガイドライン等の制定について今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、八竜風力発電所建てかえ、地域住民に対する騒音、健康被害等の住民アンケート調査を実施すべきについてお答えいたします。

八竜風力発電所建てかえにつきましては、事業者から建てかえの予定について説明を受けており、今後建てかえに伴う住民説明会を事業者が実施していくものと考えておりますが、議員ご指摘の住民アンケート調査につきましては、必要に応じて事業者が行うべきと認識しており、現段階で町が実施することは考えておりません。

しかしながら、新たな風車建設に伴う位置や住民の方々からの要望につきましては、町からも事業者へ伝えてまいりたいと考えております。

続きまして、洋上風力発電についてお答えいたします。

洋上風力発電につきましては、さきに成田議員のご質問にお答えいたしましたとおり、現状では国の政策事業の中において法定協議会へ参加しながら協議を行っているところでございます。

ご質問にあります環境保全措置の検討、最新知見の反映、風車の影に係る影響、鳥類に対する影響、海生生物に対する影響、景観に対する影響につきましては、事業について公募を予定している事業者が環境影響評価法に基づき実施すべき内容であると認識しております。町といたしましては、事業者や関係機関から意見等を求められた場合に対応してまいりたいと考えております。

また、洋上風力に対応した景観条例の制定につきましては、現状では考えておりませんが、小型風力等に対応したガイドライン等の制定とあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番（伊藤千作）

最初に、風力発電の条例の制定のほうですけれども、あそこのクロマツの伐採、町長は見ていますか、浜田地区の3カ所。私も現地を見ましたけれど、あそこの風車を設置する場所の周辺、全部クロマツが伐採されております。かなりの面積で、さっき言った8,000平方メートル、かなり大きな面積になります。それで、あそこはすぐ海なんです。保安林が伐採されているもんだから、こっちから海が見えちゃうと。保安林の役割を果たしていない、こういう現状なんですよね。こういうところがずっと、あそこ3カ所もずっとなっているんです。

町長はさっき答弁で、県でクロマツを植栽しているという意味で対策を立てているというようなことを言いました。私は見てきました。クロマツの小さい苗を植えていました。あれはいつになったら大きくなるんですか。脇にちょこちょこっと、伐採した脇に植栽しているんですけども、あれは何年か

かるんですか、砂防林になるという。あれでは役割を果たしてないと同じです。ですから、それにかわるような建設物が何か必要なのではないかということなんです。

だってメロンロードは、いろいろな人が通るんです、あそこね。仮に津波、津波の対策もあの砂防林の中に入っているわけですよ。皆さんご承知のように、いつでしたか、日本海中部地震、来ました。あのときは、1983年か、日本海中部地震で、あの保安林の間を通過して海水浴場へとつながる道路から浸水して津波が起きたんです、あれね。それが今、砂防林をどんどん削っていったならば、もし仮に地震が起きたときに役割を果たせないということになってしまいます。

そういうことがやられているのは、さっき言ったように、風車を立てるとなれば申請だけでどんどんどんどん、ありとあらゆることで立てていくという状況があるんですよ、申請さえすれば。何かとまるような手だてを加えているわけじゃないんですよ。

だから、さっき私そこでも言いましたけれども、国道からメロンロードに入ってすぐ、見なさいよ、物すごい風車の数。私はあそこを通るたびに息苦しくて、大変な思いですよ。あそこに畑のある人も言っていました、音が鳴るときにすごい音を出すんだって。それと、凍った場合、これから凍りますよね、凍ったときに回り出すと氷が飛び散る、ハウスなどもその氷で被害を受けると。そういうことがずっと今まで続いてきているんですよ。

もう一つ、何か、あれでしょう、風車とは直接関係ないか。物すごい電柱が多くなってきてでしょう、電柱、あの道路脇に、電柱が。それなども、例えばあれですよ、災害とかで全部倒れたりしたら大変な被害になっていくと思われま。ですから、こういう何といいますか、野放しで、申請してきたらどんどんどんどん風車が立つような状況、これにちょっと歯どめをかけていけないといけないのではないか。だから、今言ったように、設置を規制する条例をやはり町として立てたらどうでしょうかと、そういうことが必要だと思うんですよ。

さっき壇上でも言いましたけれども、静岡県富士宮市、これでは条例があるんですよ、富士山との関連で、10メートルを超えるものは市長の許可が必要だということで。具体的にやはり三種町もそこに踏み出すべきだと思います。

町長、実際メロンロードをしょっちゅう通っているでしょう。どうですか、通って。あの風車の一連のところを通過して何も感じないですか、どうですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

いろいろ個人的な思いもあるんだと思いますが、確かに見る角度によって

はそういう部分はあると思います。ただ、やはり整然と並んでいる部分で、そういう見方で見るとまたきれいだなと思うときもありますので、そこは個人の受ける感情というか、そういうあれがあるんだと思います。私は、まずそういう自然と人工構造物の対比という意味でも、それは見方によっては景観の一つとして捉えてもいいのではないかという思いは正直あります。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

いろいろ見方はありますけれども、実際にメロンロード通った場合に、ああいい景色だなと思う人は誰もいないです、あそこのところ、国道からメロンロードに入った途端にすごい数の風車が目の前に飛び込んでくるんだから。あれじゃあね、ちょっと、メロンロードという非常にいい名前の道路なんだけれど、何か自慢できないですよ、あれ。ですから、これちゃんと規制していかないといけないと思います。

町長、小型云々ということこれから規制するようなこと、何か今答弁でしゃべっておりましたね。具体的にはどういうことを考えているんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

小型風力発電は一般的に20キロワット以下というようなことで言われているわけですがけれども、今のところ大型のものについては国の規制等あるわけですがけれども、小型のものについては町のほうに届け出とかそういうものはありません。そういう関係もあって町でなかなか小型のものは風力については把握していない部分が多々あるわけですがけれども、そういうものを確認するために、あるいはきちんとしてもらうために、まずはガイドライン等を作成して、町にきちんと届けを出してもらいたいと。それからあわせて、その作成に当たりましては国のガイドライン等を参考にして、例えば住居から何メートルとかそういうものを皆盛り込まれていくような形のものを今後検討していきたいと思っていますところ です。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、そういうガイドラインをつくった上で、当然許可制にするんでしょう。そこに違反、満たない部分は認めないとか、それ以外のところは認めるとか、そういうところまで踏み出していくんでしょう。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えします。

風力につきましては、町で許可とかいうようなことはないわけですが、まず町でのガイドライン的なものは町のルールに従ってお願いしたいというような、そういう意味での規制になると思っています。風力については、今申し上げたとおり町で許可するというようなものではございませんので、そこはご理解いただきたいと思ひます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

だから条例をつくりなさいと言っているんです。条例をつくれば、それによって許可するのかなんとかということで、町としては判断できるでしょう。ガイドラインをつくるのはそれはそれでいいんだけど、ちゃんときちんともう一步踏み出して条例制定までやってくださいよ。こんなに大変な風車の状況を見て、町長はいい景色だと思っているかもしれないけれど、誰もいい景色だとは思わないですよ、あんなの。だからやはりきちっと条例をつくって踏み出していくというところまでやってください、町長。そこまでやりませんか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

いずれ上のほうに国の法律があるということでもあります。町としてどこまでできるかをこれから担当とも相談して、どこまで対応できるのか検討してまいりたいと思ひます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

いずれさっき言ったように条例をつくっているところはあるんだから、国の云々というだけの理由で逃げたってだめですよ。条例をつくっているところはあるの。ですから、きちっとやる気になればやれるじゃないの。そこまでちゃんと、町長、腹をくくってやってくださいよ。今後またまたこの問題については取り上げますからね。

それと、もう一つは釜谷浜の建てかえですけども、建てかえに当たって大きな2倍ぐらいの出力になって、大変なまた負担になっていくだろうと思われます。ですから、町長、町でアンケート云々ということができないんだったら、業者に、説明会もやる云々とありましたから、町として業者にアンケートをぜひやってほしいということをお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

先ほどの洋上風力の話とはまた別で、これはやる事業者が決定しておりますので、決まっておりますので、そちらの事業者としっかり相談して、対応

していただけるものはしていただきたいと申し入れたいと思います。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

八竜、釜谷浜の風力、建てかえるやつ、これについてやはりきちっとアンケートをやってほしいと申し入れてください。

それで、釜谷浜地区の中で、いずれちょっと音がうるさいとか、住民の中ですよ、体調を崩すとかそういう人もいと聞きます。そしてまた、潟上であつたでしょう、テレビの受信障害、大きく出ましたよね、受信障害ね。これが釜谷でもあるというじゃないですか。釜谷で実際に今テレビの受信障害、起きていますよ。これどうするんですか。調査というか、しないんですか、これ。実際に起きていますって、テレビの受信障害が。これ何としますか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長

今、議員から聞いた釜谷での受信障害というのは、私は初めて聞いたところでございます。役場には特段その関係での連絡はいただいてなかったわけですけれども、もし仮にそういうことが発生しているということであれば、その原因、釜谷に風力、浜のほうにもあるわけですから、まずそこら辺の状況をこっちでも確認して、同じ釜谷の中でもいろいろ海に近いほうもあるでしょうし、内側に居住されている方もいると思いますので、そこら辺ちょっとうちのほうも状況を収集して、もしそういうのが業者というか、風力の関係でのものかどうかも含めて、場所的などところも確認した上で、必要であれば業者に確認、調べてもらうよう話していきたいと思っております。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

いずれこういう低周波とかこの問題では必ず何かかんかの影響が出てくるわけですよ。ですからテレビの受信障害だつてきちんと調べれば多分これに原因していると思うんです。ですから、そこは業者にきちっと調べさせて、さっき言ったようなアンケートもきちんとやらせるということで、ぜひとも町として責任を持って取り組んでもらいたいと思っておりますが、それはそのとおりやりますよね。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長

お答えいたします。

後のほうの受信障害の関係ですけれども、まず地元の方、自治会とか会長さんとかそういう役員の方も、釜谷も自治会組織がありますので、そういう

ところにも受信障害の話をこっちでも確認してみて、もしそういうものがあるということであれば、業者に伝えながら調査をしていきたいと思います。

それから、アンケートの関係ですけれども、さっき町長が申し上げたとおり、今後釜谷の風力発電については住民説明会等来年度以降開催されることと思いますので、その中でアンケートが可能かどうか、業者にも話ししていきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

3 番。

3 番 (伊藤千作)

ぜひやらせてください。うんもふんもなく、町として業者にちゃんとしゃべんねばだめだ。きちっとやらせてください。

それと、最後に、洋上風力のことについてですけれども、この間成田議員も言いましたけれども、大林組が行った説明会、私も行ってきました、成田さんも行っていましたが。この説明を聞いていると、やはり業者が説明する会だなど。なぜかといえば、全部何も問題がない、こう調べたけれど全然問題がありませんと。当然だよな、自分で調べて「問題あります」なんて報告さねもんね。だから、ああやっぱりなということ。

私思うのは、この大林組は海岸から1.7キロ離れたところに2列、1.7キロ、そしてまたもう一つ1.7キロ、2列の風車を立てる計画なんだよな。だからわずか1.7キロなの、海岸から。さっき私が言ったように、イギリスとか外国では20キロあたりが普通なんです、離れるというのは。

したっけこの間、業者が説明するに、その質問が出たんですよ、行った人の中から。したら何と答えたと思いますか。あれですよ、遠浅、だんだん離れれば、底がだんだん深くなると、底がね、だんだん深くなると、コストの面で問題だと、そういう意味のことをたしか言ったはずですよ。これでは困るんだよな。住民の安全とかあれよりも自分方のもうけ、コストのことを最優先している。こういうことでは本当に困るんですって。もうけだとかコストがあれだったらやらなければいいでしょう、参加しなければいいでしょう。住民のことを第一に考えてやるという立場できちっとやらないといけないと思うんですよ。

今、三種、1.7キロですよ、海岸から。低周波なり騒音なり大変な大きな問題が今後懸念されることになるでしょう。ですから外国では20キロ以上というのが当たり前、だから問題は何も起きないわけですよ。日本でも洋上風力をやっていくとなれば、一つはやはり陸から大いに10キロ20キロと離すということできちっとやらせにやだめなんですよ、そういう立場で。というふうなことが一つあると思うんです。

皆さんに聞きますけれども、法定協に参加しているでしょう。副町長があれだよな。法定協で何やるんでしょうかね。副町長、これから、何か会議ありましたか、何を論議していくんですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副町長（ 檜森定勝 ）

この前に第1回目の法定協に参加してまいりました。そのときは、各地方団体なり関係漁業会なり、あと国からの説明とかで、法定協立ち上げの協議ということで、まずこの後いろいろ漁業者の方からもご意見をいただいて、それを国が取りまとめていくというような格好になっています。

議長（ 金子芳継 ）

3番。

3番（ 伊藤千作 ）

法定協で何を論議するのかよく、こう皆さんわからないということなどが言われているんだけど、私がさっき言ったような中身の問題ね、海岸から20キロぐらい離さないとかだめだとかそういうことをきちっと論議してくださいよ。副町長が委員だったらそのことをやはり主張すると、法定協で。そういうことでやっていかないと法定協は何も意味ないじゃないですか。みんな決まり切ったことを「はい、異議ありません」なんていうことで認めていったんだったら、何のための法定協と言われてもしょうがない。ですから、住民の立場できちっと物事を踏まえて考えてやっていくということなどをきちっとそこで主張するというでやっていかないと法定協は意味がないんじゃないですか。私はそう思います。副町長の決意のほどを。

議長（ 金子芳継 ）

副町長。

副町長（ 檜森定勝 ）

法定協の中では、やはり国が主導しておりまして、なかなかそういう細かいところまでは、初めての会議の中ではそこまで申し上げられなかったということでございまして、海運業者等への配慮とかそういうのも結構話されてはありましたけれども、最初の会議でしたので、そこまでまだ行っていないというところでございます。

議長（ 金子芳継 ）

3番。

3番（ 伊藤千作 ）

これは一緒にできないんだけど、合併するに当たって、町村合併に当たって法定協、法定協議会がつくられてきているんです、だから法定協というのはこういうことだなというイメージは何となくあるんだけど。あの中で、あれでしょう、能代・山本一本が白神市の名前で壊れたでしょう、法定協で。能代、山本郡を一本で、藤里町を除いてか、（「最初は全部」の声あり）最初は全部入ったんだ、町村合併やろうと。法定協も立ち上げて、各行政区からみんな代表が、多分町長とかその他行って論議したはずですよ。あのおとき名前で壊れたんだよな、白神市か。白神市で壊れたんですよ。あれで能代・山本一本の合併がペアになったんです。だから、法定協というとか何かやはり各町村の方々が自分の思いを主張していくというのが法定協で

はないかなというふうに意識としてあるのよね。

だから、この風力発電の海上風力も委員の方々はきちっと自分を主張していくと。さっき言ったように海岸から何キロでなきゃだめだよとか、さまざまなかことがあるじゃないですか。これから問題になってくる、さっき言った鳥類の問題とかさまざまなことが出てくるでしょう。そういうことをきちっと主張していくということが必要で、国のあれだから仕方がないということでは何のための法定協だかわからないじゃないですか。ということで、問題があるんだったらやはりきちっと海上風力の問題も業者が是正して、よりよい方向に持っていけるような、そういう話し合いにきちっとしていくということが私は必要なことではないだろうかと思います。

景観条例、最後に、景観条例をつくる必要があるのではないかと、私は必要だと思います。景観条例をぜひつくってほしいと思いますけれども、魁新聞には、にかほ市のことが載りました、景観条例をつくと、制定すると。今つくったかどうかその後確認してないけれども、県内でも景観条例をつくる場所が出てきているんです。ですから、三種町でもきちっと景観条例をつくるという状況まで持っていったらどうでしょうか。

これはさっき壇上でも話しましたけれども、景観条例には国の景観に対する基本理念をうたったことと、それと第2条1項のことを私はさっき壇上で言いました。第3項では「良好な景観は地域の固有の特性と密接に関連するものであることに鑑み、地域住民の意向を踏まえそれぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するようその多様な形成を図られなければならない」ということなどもうたっております。ぜひこういう立場で、景観の問題はこれから多分出てくると思うんです、洋上風力ではね。だからここをきちっとそういう立場で三種町もそこへ踏み出していくと、検討していくと。

ここで、町長、検討していくと、今ここではちっと「だめです」とか「やらない」とかって言うんじゃないで、か、「今後どうするかを検討していく」とまず答えてください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

洋上に関しては、三種町の土地でもございませんので、そこに景観条例というものをできるのかという部分は、今の時点ではわからないというのが正直私の答えになります。

いずれこれから先いろいろなことがあると思います。ただ、やはり伊藤議員がおっしゃるとおりいろいろな意味で不利益が起きる場合があると想定される場合は、やはりそういうことも考えていかなければいけないのではないかなと思います。ただ、現状、景観条例というのは、多分、今の時点ではちょっと難しいのかなと、海でやる以上はですね。（「やるところはあるんだ」の声あり）海上でですか。（「にかほ市」の声あり）洋上もですか。

(「にかほ市でつくろうとしている」の声あり)

そのあたりはいずれ検討させていただければありがたいと思います。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

いずれこの風力発電はいろいろ問題点があるので、今後ともいろいろ皆さんと論議していきたいなと思いますので、町としてもいい方向に進むような検討も引き続き行っていただければということで、質問を終わります。

議長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会です。

午後4時48分 散会